

## 第19回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時：平成14年12月25日（水）午前10時から午後4時まで

開催場所：長野バスターミナル会館「国際ホール」

出席委員：宮地委員長以下11名出席（大熊委員、高橋委員、松島（貞）委員欠席）

田中治水・利水検討室長

それでは、定刻となりましたので、只今から第19回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

皆さん、おはようございます。第19回の検討委員会になりました。一言ご挨拶を申し上げます。年末のご多忙の時に、それからクリスマスというものとも重なってしまったんですが、ご出席をいただきましてありがとうございます。実は考えてみると昨年も12月25日にこの委員会をやっておりまして、恒例になってしまったような感じですが、ひとつよろしくお願い致します。

ご承知のとおり、部会では5河川の審議が進められておりますし、小グループの方も、清川の公聴会の準備と薄川の審議が進んでおります。部会で審議されている5つの河川流域の中で上川と郷土沢川については、部会の審議が終了して今回部会報告がなされる予定になっております。また小グループの方で審議をしておりました薄川についても、今日委員会に報告がされる予定になっております。本日はこういう部会とか小グループの報告をいただきまして、これらの河川流域についての委員会としての審議を始めて参りたいと考えております。本当に残すところあと1週間となりました。年が明けますというんなことがあるかとも思いますが、今年最後の委員会でございます。今年、検討委員会だけで14回やっておりますし、部会やワーキンググループ、小グループの開催など、委員の皆様、それから幹事の皆様にも本当に忙しい思いをさせております。まだまだこういう状況が続くかも分かりませんが、よろしくご協力をいただきまして、委員会の審議を滞ることなく進めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員ですが、14名中9名でございます。条例の規定によりまして本委員会は成立致しました。なお、五十嵐委員、高田委員は遅れるというご連絡でございます。

議事に入る前に資料の確認させていただきます。たくさんありますが、部会報告が資料1です。資料2として清川小グループの公聴会について。資料3の1と3の2で、薄川小グループの報告の関係でございます。それから、資料4の1、4の2がワーキンググループの報告の資料です。資料5の1、5の2が財政改革推進プログラムの関係の資料でございます。資料6が郷土沢川の報告の関係の資料でございます。それから、資料7が上川部会の報告書です。以上ですが、ご確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは委員長、議事進行

の方をお願い致します。

宮地委員長

承知致しました。それでは、まず最初に議事録の署名人を指名させていただきます。今回は松島（信）委員と宮澤委員、よろしくようお願い申し上げます。それではまず各部会の報告から入って参ります。黒沢川、角間川、駒沢川がございます。上川の方は、議事の問題とも関係致しますので最後に報告していただいて、そこで議事の質疑も受けて参りたいと思っております。では、黒沢川お願いします。高橋部会長お休みなんですね。事務局でやってくださいますか。

治水・利水検討室

黒沢川ですけれども、前回の委員会から今回の委員会までの間、1回も開催してございませんので、報告事項としてはございません。

宮地委員長

それでは、角間川、風間部会長お願い致します。

風間委員

それでは、角間川部会の方から報告をさせていただきます。第1回から第4回につきましては、すでに報告済みでございますので、第5回からの部会の状況につきまして報告をさせていただきます。5ページをご覧いただきたいと思っております。第5回の部会につきましては、12月15日の日曜日、山ノ内町文化センターで行ったところでございます。この会議の中では、前回まで未回答であった質問事項についての説明と質疑を行いまして、更には砂防事業、地すべり事業、遊水池、森林整備といった流域対策についての審議を行いました。この第5回の部会につきましては、治水と利水両方の面での代替案の検討を行っているわけではありますが、そのうちの治水代替案についての集中審議を行いまして、結論的にはパラペット案を主体と致しました河床掘削、堤防嵩上げ、これらを組み合わせたミックスマスを方法として決定を見たところでございます。どの箇所についてパラペット、どの箇所については河床掘削という詳細につきましては、様々な要件が勘案されますことから、現在幹事の方に組み立てをお願いをしております。そして年明けの第7回、1月7日に予定しておりますが、この第7回部会において、その組み合わせ案が提示されるころまで来ております。その第7回部会におきまして、特別委員の皆様方からご意見を拝聴し、最終的な治水代替案としての決定を見たいと、このように考えております。第6回部会、これは昨日行ったところでございます。この回におきましても、前回までの未回答分の質問事項についての整理、説明、そして質疑を行いました。この第6回部会につきましては、利水の代替案についての審議を賜ったわけでございますが、その前提条件と致しまして、中野市及び山ノ内町の計画給水量をどうするのかということの決定をまず見なければいけないということで、特別委員の中に中野市長、そして山ノ内町長がおいででございます。それぞれの町としての考え方を提示していただきまして、その考えについての集中論議を行ったところでございます。中野市では当初、平成26年で28,000m<sup>3</sup>/日という計画であったわけでございました。これが平成12年の段階におきまして、この計画の見直し

がなされまして、その見直しの数値が23,234m<sup>3</sup>/日ということでございます。利水ワーキンググループからのご報告もあったわけですが、利水ワーキンググループがコンサルを雇って出された、将来、平成26年或いはそれ以降の数値と見比べ、勘案しました結果、中野市については、この23,234m<sup>3</sup>/日ではよろしいのではないかなという結論を部会として決定を見たわけでございます。また、山ノ内町につきましても、当初平成21年の段階で、15,900m<sup>3</sup>/日という計画をもっていたわけですが、こちらの方もやはり見直しがございます、その見直しの時に設定された数値15,100m<sup>3</sup>/日、これが当初計画より800m<sup>3</sup>/日少ない数字でございますが、15,100m<sup>3</sup>/日という数値がございました。これらについても検討させていただきましたが、こちらの数字は利水ワーキンググループの算出された計算とは若干2,000m<sup>3</sup>/日程離れておりましたが、委員の皆様方のご意見により、山ノ内町という観光の町という特別事情もあるということをお案しながら、やはり町側の言っている数値を採用すべきではないかということで、結果的には平成26年に15,100m<sup>3</sup>/日という数値を採用するという決定を見たところでございます。午後になりました、利水代替案の内の地下水による代替案を審議致しました。地下水の代替案につきましても、6つほど委員の皆様方から出されたアイデアや、或いは代案というものが実はあるわけですが、非常に、利水という特殊な問題も抱えてございます。なかなかすぐには絞り込みということまではいかない状況でございます、この地下水による代替案、表流水による代替案、これをミックスして、次回以降、利水の代替案というものを練っていこうということまで昨日の段階で来たということでございます。以上、角間川部会の報告とさせていただきます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。ちょっと質問は後で、もうひとつの駒沢の方と一緒にお願いをしたいと思います。駒沢の藤原部長お願い致します。

#### 藤原委員

駒沢川部会の方は、第4回までは前回の検討委員会で報告しましたので、第5回、これ昨日ありましたけれども、昨日の駒沢川部会についてご報告します。最初に地下水を含む水源の問題、水質の問題などを審議致しました。その中でやはり、今使っている下町水源の砒素の問題を指摘する方がいて、この問題は深刻な問題だというふうに認識を持ちました。それから、断層の問題が出まして、それについて松島(信)委員が地質調査をした報告を受けました。それによりますと、断層はダム予定地よりは500m以上離れているけれども、細洞ため池の近傍を通っているというようなことがありまして、その問題も議論を致しました。それから利水に対する県の支援、それから利水ワーキンググループから原案を出されましたが、その原案について説明をしました。その後、治水・利水代替案について審議をしたんですが、これは12月18日というのを一応期限に致しまして、委員の方からダムに代わる代替案というようなものを考えてくださいということでお願いしたわけですが、その中で出てきたのは、ひとつは、やはりダムを造って欲しいものだから、代替案というのはなかなか考えられないという意見。要するに、現行のダムというものを支持する意見。それからダムについて少し規模を縮小してや

ったらどうだろうかという意見。それからダムによらない意見。そういうようなものが出されました。まとめはできなかつたんですけども、一応次回1月10日までに事務局と部会長の方でこの3つの大きな意見のある程度取りまとめて、それを1月10日の審議のたたき台にするというようなことで、部会の了承を得ました。以上です。

#### 宮地委員長

ありがとうございました。それでは、只今の角間川と駒沢川のご報告について何かご質問ございますでしょうか。或いは部会の方から補足でも結構でございます。よろしいですか。それでは2つの部会のご報告を承りました。

次は、実は上川の植木部会長は午後ご用時で退席されますので、ここで上川からのご報告をいただいて、それを委員会としてどう取り扱うか、後の議事の4と兼ねて初めにやった方がよろしいと思いますので、植木部会長よろしくお願い致します。

#### 植木委員

はい、申し訳ございません。私の都合で午後いないもんですから、午前中で報告させていただきたいということを委員長の方に願い出まして、了解を得たところでございます。

上川部会の報告でございます。実質的には前回の12月20日の部会を最終の部会ということで収めることができました。本日はその部会の報告をさせていただきたいと思っております。お手持ちの資料7でございます。長野県治水・利水ダム等検討委員会上川部会報告というのがございます。この内容について、掻い摘んで報告したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。まず構成でございますが、第1章の「はじめに」から上川流域の概要、それから、治水と利水の現状、第4章ではかなりスペースを取ったわけでございますが、部会での審議内容、その後に公聴会と続きます。そして、この報告書のもっとも重要な部分となります第6章、上川流域での治水・利水対策というのが後半部分にあります。そしてこれを基本案として、その後に「第7章 まとめ」というふうが続いております。その後に資料をいくつか載せているところでございます。他に関連資料として、皆様のお手元に上川部会関連資料、これまで議論してきたデータ、それから資料等をまとめたものでございます。勿論この中にはそれぞれの議事内容がすべて含まれているということでございます。この上川部会のひとつの特徴、この報告書の特徴でございますが、ひとつは幹事会からの説明と、部会委員からの説明、或いは意見を明確にしたということが挙げられます。といいますのは、幹事会と部会委員の現状認識の大きなずれが時々ございます。その辺を一緒にしてしまいますと、それぞれの立場の正確さを欠くということで、どこが幹事会の説明なのか、どこが部会委員の意見なのかというのを明確にした点でございます。もうひとつはダム案でいきたいのか、それとも総合治水でいきたいのかということが基本的にあったわけでございますが、最終的には一本に絞ったところということでございます。それが上川流域総合対策基本案として、この中に収めております。言うならば、この基本案が部会の到達点というふうに理解していただければというふうに思っております。

具体的中身に入らせていただきますが、まず1ページ目の「はじめに」でございます。ここは基本的には部会が報告書をまとめるに当たっての河川に対する基本認識を示したというところでございます。例えば、これまでの方法というのは、人々が集まる空間としての基本的配慮

に欠け、その結果、地域住民の意識から河川そのものを遠い存在にしまったんだという基本認識から始まっているわけでございます。戦後の経済成長というものは非常に物質的豊かさを実現したけれども、それに伴って、いろいろな価値観が生まれてきた、また変化してきたんだということでございます。従って、河川というものは、山と海を結ぶ物質循環を構成する要素であるとか地域の風土と文化を育ててきたんだということ、そういったことがあって、自然との共存、持続的地域発展、住民の主体性を基調とした河川整備がまさに現在問われているんだということでございます。こういったような基本認識の下でこの部会報告は作られているわけでございます。後半部分では、宮川もひとつの支流として考えるべきだということで、総合的な治水・利水対策について広く住民の意見を聞いて、これからの河川流域の整備方法を取りまとめることを目的としたということです。4月から12月まで、2回の現地調査、それから14回の部会と1回の公聴会を開きました。その審議経過については、別紙に示しておりでございます。それから、2の上川流域の概要及び3の治水・利水の現状という部分は、検討委員会でも、或いは現地検討会でもすでに幹事会から報告されておりますので、説明は省略させていただきます。検討委員会の場でも報告されておりますので、ご了承ください。それから比較的スペースを取ったのが6ページからの第4章、上川部会での審議内容というところでございます。基本高水の問題から9組織、10その他までということで、いろいろあるわけでございますが、要点を絞って説明させていただきます。まず基本高水についてですが、この基本高水問題については最終的には今後の課題ということで保留しているというところがございます。それは前回の検討委員会でもいろいろな問題があるということで報告したとおりでございます。特に雨量の統計処理に当たっては、「岩井下限法」と「ゲンベル法」をどうするかという問題もありますし、それから、宮川も一つの支流と考えた場合、どういうふうに基本高水を考えていくかという問題。それから過去の流出状況というものと計算された基本高水の問題とかいろいろあります。しかしながら、基本高水については最終的な結論は出さずにということで、部会では基本的には今後の検討委員会での大きな課題ということで進めていきたいというふうに思っております。それから上川流域の河川改修でございます。これはいろいろ意見が出ました。基本的には、河川改修は日常的なところ、できるところからやっていくんだということがひとつ確認されております。それから、できるだけ自然に配慮した、或いは我々が川と もっと親しむべきだということを強調しております。それから、この上川流域の河川改修、後ほどの環境と河川改修という部分でも関わってくるところではございますが、そういう点がこの部分の議論の中心でございました。

3つめの水田の貯水利用というところでございます。これは、ほ場整備済の水田についての話でございます。すべての水田というわけございません。この部分は、総合治水・利水対策を進める部会の後半で議論されたところでございます。なかなかこの水田貯留、或いは水田に流出抑制機能を持たせるという部分は全国的にもなかなか例がないということで、最初は否定的な意見が出されておりました。しかしながら、これは上川のひとつの大きな特徴として水田問題を考えていくべきだという意見が最終的には支持を得まして、今後の課題ということで、いろいろな問題があることはあるんですが、積極的に取り組んでいくんだというひとつの上川の意味表示でございます。それから、諏訪湖との関係ですが、ここでは諏訪湖の水位の議論、それから、この水位と上川との関連性はどうかということを議論しております。それから、

水系一貫の思想で天竜川との問題も議論しております。特に、釜口水門の機能的操作、部会としては、できれば600m<sup>3</sup>/sを放流できるような釜口水門であって欲しい、そのためにはそれよりも下流の天竜川の河川改修を早期に進めて欲しい、600m<sup>3</sup>/sを流せる河川状況にして欲しいということが強調されております。それから環境と河川環境、10ページでございます。ここでも、特に環境の問題というのが、上川部会では多くの方々から出されております。敢えて(5)として、環境と河川改修というところで述べさせていただきました。親水性の問題、環境、景観面からの検討、そういったものをここでは議論したということでございます。それから、6として開発と流出の増加という点がございます。これは前回の検討委員会でも触れさせていただきましたが、林地開発許可制度の問題でございます。この点については、法的には現状を変えるには難しいという意見でございますが、上川部会としては、今後とも昭和49年以前の林地開発地について何らかの治水効果を持たせるようなことを考えていって欲しいというようなところを議論しているところでございます。11ページの(7)森林のところでございます。ここでは森林ワーキンググループの報告をたたき台として議論しております。内容については、検討委員会でも報告しておりますので省略致しますが、特に人工林の問題、上川はカラマツなど人工林が非常に多いところでございます。それから、森林整備の技術を持った人が徐々に高齢化してきているという問題。それから制度が徐々に人工林に対して整備されつつあるという現状、そういうようなことを考えるならば、早急に森林の手入れをすることが重要な点と、特に人工林はこのままの状態では、いろいろと問題を生じる可能性がある。更に、広葉樹の導入だとかそういった面も考えていくべきだということが、森林問題として議論されております。

それから8番目の利水でございます。利水については、特に農業用水の問題がございました。今、ほ場整備等やっておりますが、ある地域においては農業用水が非常に不足しているという問題がございます。その点をどのように解決するか。これを治水の面との絡みで、地区名で言いますと、深沢というところでございますが、ここに調整池を造って下流の洪水、水不足の問題を解決していきたいというところでございます。それから12ページでございますが、組織というところでございます。これもこの総合治水案がまとまった後半部分で議論されたところでございます。環境問題、総合的な治水・利水を求めていくためには、どうしても市民組織が重要な役割を果たしていくんだというところでございます。ですから、地域住民と行政と一体となってやっていくべきだということ。それから、既存の例えば漁協や野鳥の会との関係もいろいろと考えていかざるを得ないというところが、この組織問題として議論されたところでございます。10番目に、その他というところがありますが、いくつか議論した部分を載せております。それから、5として、公聴会の意見でございます。11月30日に公聴会を開催致しました。13ページにはおよそ主な意見として、19から20くらいを一応列記しておりますが、基本的にはこの公聴会で発表された意見、それから提出された意見書では、この部会案に積極的に賛意を述べた方が大多数を占めたというところがございます。ある意味では部会の基本案が公聴会において支持されたというふうに理解しているところでございます。13ページから21ページまで、上川流域での治水・利水対策という点をここで述べております。先程も言いましたように、この部分が、言うなれば上川部会の到達点であり、最もこの報告書の重要な部分でございます。上川の流域というのは非常に広い。しかも多様な支川が流入している

川であるということがひとつの特徴であります。それから、部会の中でも確認された事項として、新河川法の精神の遵守が挙げられております。治水・利水に加えて環境も考えることも今回の審議の中で大きな位置を含めております。そこで15ページから上川流域総合治水対策基本案というものを示しました。これは、前回の検討委員会でも報告した内容でございます。しかし、その後も議論を重ね、若干の修正がございますので、ご覧いただきたいというふうに思っています。主な点で言うならば、特に2番目総合的治水・利水対策の枠組みのところでございます。1から5まで並べております。こういったところの基本的枠組みを示しながら、3番以降具体的な内容を示しているというところでございます。更に19ページの付帯事項というところで、優先すべき対策案、対策についてというところで河川改修、これは通常の維持管理を着実に実施していくということ、それから最も危険と思われるようなところを優先して、早急に対応策を講じていくんだということでございます。それから総合流域対策としては、いろいろな機関、部署等々がいろいろと頭をひねって今後やっていくんだということでございます。特に、水田に関しての問題については、全国的に極めて稀な例でございます。いろいろと考えていかなきゃならない部分が多々あると思いますので、特に水田貯留に関しては、今後の検討課題として早急に何らかの立ち上げが必要だということです。それから住民参加ということもひとつの大きなポイントでございます。特に、広く住民の参加を進めるとともに住民と行政が参画する協議会というものを早急に設置していく。この設置によってこの基本案というものが実現していくものだというふうに我々は思っているところでございます。その後20ページには、上川流域総合治水対策イメージ図でございます。それから21ページには、特に上川の本川部分の改修イメージ図でございます。こういうようなところで我々上川部会としては、今後、河川改修及び総合的な治水・利水対策を進めていきたいというところでございます。そして22ページにまとめでございます。まとめはこれまでの議論を踏まえて、総合治水というものを目指していくこと。それからいたずらに大型人工物の建設や資本を多投する方向とは大きく異なるんだということでございます。できるだけ、自然及び生活環境に配慮し、住民参加による治水・利水のあるべき姿を求めようとするものであるんだということでございます。しかしながらこの総合治水というものを考えた場合にどうしても新たな問題が出てきた。それは従来の方法では河川改修にしる、いろいろ方法にしる、極めて選択肢が狭く硬直的な手法であったがために新たな発想による治水・利水対策にはほとんど対応できないという限界があったということでございます。例えば水田利用どうするか、こういった問題もあります。他にもいろいろな案が出されておりますが、なかなか新たな問題として具体化するには難しい部分があるというありました。それが結果的には協議会なるものの設置ということで具体化していくということになるんですが、それから大きな問題として基本高水と余裕高の問題。これも国の規定方針というものがあって、議論を保留せざるとえないという部分もあったわけでございます。そういったいろいろな問題点、困難があったわけでございますが、最終的にはこの案をすべての部会委員の総意でまとめ上げたということ。それから公聴会での流域住民の大方の支持を得たということが、非常に意義あるものであったというふうに思っているところでございます。ただし、積み残しとなっている多くの課題の検証と実現化というものは今後の問題である。だから協議会なるものを作って地域住民と行政、研究者等々と一体となって上川流域の豊かな自然と人間の叡智が融合し、まさに共生の総合力によって、治水、利水の向上につながることを

願うものだというふうに締めくくっております。以上が上川部会、およそ10ヶ月にわたる議論の内容及びその到達点です。よろしくご検討のほどをお願い致します。

宮地委員長

どうもありがとうございました。4月の終わりごろから14回の部会と公聴会をおやりになった。精力的に進めていただきました。ありがとうございました。只今のご報告について、多分初めてここで読まれるわけでございますので、とっさにはどうこうないかも分かりませんが、ご報告を通じて何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。特にここ聞いておきたいということございますでしょうか。今のところよろしゅうございますか。それでは一度しっかりお読みいただいて、次回からの検討委員会で改めてどう扱うかを。どうぞ藤原さん、お挙げになった。

藤原委員

この上川の5ページ目のところですね、長谷工コーポレーションとの関係というところなんですが、ここはお金が絡んでいると思うんですけども、ここでは、8億6,652万円を支払っている。そして、これについて9月までに方針を出して欲しいと言ったけども、それができなかったということを長谷工コーポレーションに伝えたというだけなんですね。その後はどのような方向なんですか。

植木委員

基本的にはこの基本案にも載せているんですが、部会としてはこの長谷工問題について議論するには、なかなか難しい点がある。財政の問題から含めてですね。それからこれまでの県と長谷工との関係、そういったものも含めて、なかなか部会としては部会の力、或いは議論の中では解決できない大きな問題であろうというふうに捉えております。従いまして、基本案では表現的には県に一任するという議論になりまして、実は、正直言ってこの部分は逃げたといったら変な表現でしょうか。ここは十分な議論を尽くしていないというところでございます。そういうところでご理解願いたいと思いますが。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい、宮澤委員どうぞ。

宮澤委員

私も注目しておりました水田の貯水利用、精力的にご検討いただいたわけでございます。9ページを拝見させていただいたり、その関連のところを今、読ませていただいているんですが、上川としての発信の内容は分かりましたが、具体的に可能なのかどうかということの詰めについての結論は部会長、どういうふうな形になったでしょうか。



#### 植木委員

基本的には、例えば水田貯留の例を取りますと、後半で現地検討会をやりました。実際にほ場に行って、どういうふうにやったらいいのか、農家の方に説明していただきながら、何が問題点でどのようにやったらうまくいくのかということを具体的に話し合いました。ですから、この大きな上川の水田貯留の問題というのは、私自身は現実的であるというふうに思っています。但し制度的な問題、所有者の協力の問題等々がありまして、その部分は今後の協議会の立ち上げによって解決していった方がいい。物理的には、降雨の流出抑制機能としては一定の力を持つのではないかとというのが部会の到達した結論でございます。

#### 宮澤委員

もうひとつ、財政の方も絡みますけれど、水田の畦の確保ということで、この管理について30円から40円というような数字と、また桶川市の14円という具体例もだされたんですが、こういう方向でこれから検討していった方がいいという、その暗示がここに書かれているというふうに理解してよろしいんでございましょうか。

#### 植木委員

そういうふうに理解していただきたい。と言いますのは、総合的な治水・利水を考える場合には、何も水田所有者に負担を負わせるわけではない。これは流域の問題なんだと。ですから水田以外にも森林の整備だとか、浸透性のある駐車場にするだとか、各戸に雨水を貯めるだとか、そういったいろんな手があったうちのひとつとして、しかもそれを治水という名目でご協力願うわけでございますから、その最低の部分はやはり保障すべきだと。それがあって、農家の人も、自分も治水に協力しているんだというようなところの意識も高まるんだろうというようなことで、そういった金銭的な保証もすべきだということでございます。今後の暗示も含めておりますが、そういうことでございます。

#### 宮地委員長

よろしゅうございますか。その他に何かございますでしょうか。それでは、多分お読みになるとまたいろいろご質問もあるかと思いますが、先程申し上げましたように次回の委員会までによくこの内容をご検討いただいて、次回から委員会としてのこの部会報告に対する対応を考えて審議をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。部会長さん、ご苦労様でございました。ありがとうございました。それでは、五十嵐先生もお見えになりました。財政ワーキングからのご報告をひとつお願いを致します。

#### 五十嵐委員

2つございます。ひとつは薄川で、もうひとつは黒沢川であります。2つ同時に報告させていただきますけれども、薄川の方は河川改修が前提ですから、比較的容易に計算をすることができます。ただもうひとつの黒沢川の方はいろいろな問題絡んでありまして、実は前回の検討委員会の時にも試算はできてたんですけど、一時保留していろいろな問題点をクリアーした上で財政報告をしようということで、実は部会先行で事実上こういう財政試算がなされておしま

す。最終的にどういうふうにもっていくのかというのは、これを前提にしてもう一度、部会の方で検討していただいて、それからもう1回、委員会の方に戻ってくると。そういう手順になります。ここはまだ依然として、ダム案とダムでない案がありますし、利水についてもいくつかに分かれております。その中に法的にクリアしなきゃいけない問題もありますし、物的にクリアしなきゃいけない問題もありますし、更にそのこの財政の検討しますと、利水のまさにその財政負担のフレームワークとも関わる問題がありまして、これは非常にシンプルな数字にしてあります。今後の検討の内容によっては非常に動く可能性もあるところだという前提で、この2つの河川について財政報告をさせていただきます。どちらからでもいいですから、ちょっと事務局の方で説明してください。とりわけ、黒沢川のどこが難解なところかということを全委員に分かるように、少しいろんな問題も含めて説明してください。

#### 治水・利水検討室

では、資料4の1になります。薄川から財政ワーキンググループ報告を致します。読ませていただきます。はじめに、薄川について小グループの審議による河川改修案について費用を試算すると別紙1のようになります。この試算は以下の前提で作られている。ア 河川改修案について従来から用いられてきている計算方法に基づき、概算費用を算出した。また計画作成にあたっては現況流下能力、各種係数等の条件については、現計画のとおりとしてあるため、実施に当たっては、詳細な調査、設計が必要となり、その結果によっては対策方法の変更もありうる。イ 治水安全度については1/80確率とした。ウ 基本高水流量については最新の雨量資料を用いた試算結果による474m<sup>3</sup>/sとした。また下流の田川等は基本高水流量の変更に伴う流量増等が考えられるが、今回の試算には含めていない。エ 河川改修に伴う用地補償費は計画策定に用いた基本高水流量や現況流下能力、各種係数等の条件について、今後変更が見込まれることを考慮し、今回の試算には含めていない。オ 河川改修案の費用は現時点での概算費用であり、状況によっては今後増減することもあり得る。カ 事業の採択要件及び補助率などについては2002年4月現在とする。こうした前提条件に基づいて、2 試算結果として、小グループで検討したこの河川改修計画では、田川合流点から中林橋までの約1.4km区間(以下下流工区とする)、金華橋上流から船付橋下流までの約2.3km区間(以下上流工区とする)で河川改修が必要とされている。中林橋から金華橋までの約2.2km区間については、現況流床能力が474m<sup>3</sup>/s以上あるため、改修の必要はないとされた。下流工区については、田川合流点付近の一部区間を除き河床の掘下げにより流下能力が確保される。上流工区では、背後地の土地利用も考慮して、拡幅により流下能力を確保している。河川改修費に関する試算結果については別紙1のとおりとなり、下流工区で約2.4億円、上流工区で約1.2億円、全体で約3.6億円と試算した。なお、薄川から田川へ流出する流量としては現計画の350m<sup>3</sup>/sに対して、120m<sup>3</sup>/s以上増加しているため、田川の改修が新たに必要になるが、これについては算定していない。このため、今回の河川改修費は水系全体の計画に位置付けられていた大仏ダムの事業費とは単純に比較することはできない。その他の治水対策。小グループとして市街地を流下することによる薄川の災害ポテンシャルの高さを考慮し、河川改修と同時に流域が従前から有している保水、利水機能の維持、流出抑制施設の設置、災害の発生のおそれのある地域での土地利用の誘導、洪水ハザードマップによる情報提供等の流域での対応を提

言されているが、それぞれの方法について具体的な規模、方法等について議論されていないため算定できない。森林整備については造林事業と治山事業について試算を行った。試算は現時点での整備に必要な金額を算出し、今後森林の生育が進むことにより、再度必要となる整備については考慮していない。対象とした森林は流域内の民有林の人工林とした。造林事業の対象面積は3,598haとし、治山事業の対象面積は1,021haとした。治山事業については森林整備にかかる金額のみを対象としている。施設整備費については、荒廃地の現地状況等を判断しないと算定できないため、試算には含めていない。上記の条件により、現時点での整備費は造林事業約3億円、治山事業約2億円、合計約5億円となる。なお国有林において、当面10年以内に除・間伐が必要な人工林はおよそ199haと見込まれるが、今回は試算を行っていない。まとめとして、前記の試算については一定の前提及び仮定に基づく試算であり、事業の実施に当たっては、事前に詳細な調査を行うことが必要である。この試算を今後の審議の参考とし、更に検討していただきたい。なお、別紙の1については幹事会よりお願い致します。

宮地委員長

お願い致します。

幹事（河川課）

河川課です。別紙1についてご説明させていただきます。別紙1につきまして、総合的治水対策案ということで、河川改修費につきましては、補助事業を想定して算出したものと、県単独事業として算出したものと2つに分けて試算してございます。初めに、総合的治水対策案ということで河川改修費を補助事業で想定した場合について説明させていただきます。河川改修費につきましては、35.8億円、この内、国庫補助分と交付税措置分を合わせまして、23.3億円、県費の一般財源と致しまして12.5億円でございます。森林整備対策費（造林事業）につきましては3.0億円。財源と致しまして、国庫補助分と交付税措置分を合わせまして1.5億円、県費の一般財源と致しまして0.8億円、その他、これは流域住民負担等でございますけれども0.7億円でございます。森林整備対策費（治山事業）と致しまして、概算金額は2.2億円、財源と致しまして国庫補助分と交付税措置分を合わせまして1.4億円、県費の一般財源と致しまして、0.8億円でございます。次に総合的治水対策として、河川改修費を県単独事業で試算した場合でございます。河川改修費を上流、下流工区に分けて試算してございます。両方合わせまして概算で35.8億円、財源と致しまして、国庫補助分と交付税措置分を合わせまして13.9億円。県費の一般財源と致しまして21.9億円でございます。内訳は下流工区につきましては、概算金額は24.3億円、国庫補助分と交付税措置分を合わせまして13.9億円、県費の一般財源と致しまして10.4億円でございます。上流工区につきましては、概算金額が11.5億円、県費の一般財源と致しまして11.5億円。森林整備対策費、造林事業と治山事業につきましては、上記の河川改修費の補助で想定した部分と同じになっております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

治水・利水検討室

すいません、黒沢川に移る前に、只今の資料の2ページの上から5行目、(2)その他の治水対策の中の3行目、保水・利水機能の維持となっておりますが、保水・遊水機能の維持と訂正をお願い致します。遊ぶ、という字の遊水機能です。お願い致します。

宮地委員長

それでは、次お願い致します。

治水・利水検討室

続きまして、黒沢川の財政ワーキンググループ報告をご説明させていただきます。1ページから読みますけれども、はじめに、黒沢川について部会におけるこれまでの審議経過と合意に基づき、多目的ダムによる案、河川改修とダムによらない案、これは調節池、河川改修、新たな井戸水源及び他の農業用水からの取水という2つの大きな案がございます、その案を別紙1から9のとおり試算してございます。前提条件でございますが、ア、ウは薄川と同様でございます。その中で特にエのところでございますが、三郷村の上水道の量ですけれども、9,600m<sup>3</sup>/日、それからオですけれども、農業用水及び雑用水、これについては代かき期で17,600m<sup>3</sup>/日ということで、部会の方で了承されております。この数字がキーになりますのでよろしくお願ひします。カについては、利水についてですけれども、初期投資の事業費と100年間を換算した事業費と2とおりについて算出してあります。まず、治水についてからご説明申し上げます。1ページの大きな2、費用の比較の中の治水対策案についてということでございます。黒沢川及び万水川の治水においては「ダム+河川改修」及び「調整池+河川改修」という2案で試算してございます。(1)は「ダム+河川改修」、ダムによる案でございますが、別紙1のとおり総額で約166億円かかります。内訳はダム建設費が約139億円、河川改修費が約27億円でございます。(2)にダムによらない案、「調整池+河川改修」でございますが、別紙2及び別紙3ということで約102億円、総額でかかります。内訳は記載のとおりでございます。2、3と2つありますのは補助でやるか、県単独事業でやるかという違いでございますので、総額は変わりません。2ページですけれども、利水の対策でございます。先程、五十嵐委員の方からこの辺の問題点を分かりやすくということで、こちら辺が問題になりますのでよろしくお願ひします。利水対策の2行目ですけれども、現在の三郷村の上水道の水源でございますが、現在は先程9,600m<sup>3</sup>/日と言いましたけれども、これは平成22年の需要量予測でその数字に向けて何とかしようということなんです、実際はその下に書いてあります7,600m<sup>3</sup>/日、これを取水しておりますが、黒沢川から4,800m<sup>3</sup>/日、それから既設の井戸3本から2,800m<sup>3</sup>/日取っております。これが13年度実績です。これで7,600m<sup>3</sup>/日を賄っているということです。けれども人口増等の要因によりまして、9,600m<sup>3</sup>/日を確保しなければならないであろうということでございます。次に農業用水と雑用水ですけれども、現在の取水量は明確でないんですけども、現在水利権として黒沢川

から取得している水利権がございます。農業用水と雑用水ですけれども、1件が許可水利権、これが代かき期で約29,000m<sup>3</sup>/日です。それと慣行水利権として8件。これは量は明記してございません。8件の慣行水利権を持っていますよ、ということでございます。これらについて、ダム計画が持ち上がった時に、ダムを建設するという前提で地元の農業者と話し合いをしまして、これらの9件の水利権を代かき期の農業用水で16,400m<sup>3</sup>/日、雑用水で1,200m<sup>3</sup>/日というふうな下方修正、現状に合わせてということであろうと思いませんけれども、これで了解を得ておりました。これが現状でございます。次に、黒沢川からどう取るんだという話になってきますけれども、そこに書いてあるとおり、ダム案というのと全量地下水案というのと、水利分配案という3案について検討しておるんですけれども、いずれも黒沢川からどのくらい取れるんだということを確認しながら進めておりました。先程申し上げた現況で上水道が4,800m<sup>3</sup>/日取っています。それから、水利権として29,000m<sup>3</sup>/日+8件の水利権があります。それをちょっと少なくとも16,000m<sup>3</sup>/日+1,200m<sup>3</sup>/日が必要ですよという中で、これらの水は現況では取っていた量に近い量ですね。農業用水も上水道もあまり不足はなく、一部不足の時には、下からポンプアップしていましたが、現在の川から取っていた量、そう考えていただきたいと思えます。ところが、先程の下の方の黒沢川の流況を見ると、ということなんですから、実際ダムの建設を契機として流量観測等によって、基準湧水流量いくらかということをもとに求めた時に、基準湧水流量、これは水利権の許可を与えられる量なんですけれども、これが4,100m<sup>3</sup>/日しかありませんよと、これ全部与えられれば良いんですけども、次に河川維持流量というのが書いてあるんですけども、これは本来の河川の機能を維持する流量で、自然環境だとか魚の生息だとか、いろんな項目ありますけれども、これで2,300m<sup>3</sup>/日は必要ですよということで、基準湧水流量の4,100から2,300m<sup>3</sup>/日を引かなければなりません。結果、利水に利用できる量が1,800m<sup>3</sup>/日ということになってしまっております。先程の4,800だ16,000という数字とはかけ離れた数字でございますが、先程、許可水利で29,000m<sup>3</sup>/sありましたというの大分違うじゃないかという話がありますが、この許可を与えた時は、昭和34年でございます、旧河川法での許可でございます。当時は、あまり利水の方に河川法の中でも踏み込んでおらず、慣行を強く意識した、引き継いだ内容であったためであろうと考えられますが、現状としては1,800m<sup>3</sup>/日しかないということでございます。そこで、ダム案、全量地下水案、水利分配案という3つの案で検討しております。ダム案につきましては、これしかないものはこれしかないということで、必要量はダムに貯留して各利水に使っていくと、そうは言っても上水道の方はダムばかりでなくて、新規の井戸にも1,000m<sup>3</sup>/日ということで計画されていたところでございます。2番目の全量地下水案ということですが、これは上水道の9,600m<sup>3</sup>/日必要だということを全量地下水に求めましょう、ということです。黒沢川の利用可能量1,800m<sup>3</sup>/日を、農業用水で600m<sup>3</sup>/日、雑用水で1,200m<sup>3</sup>/日で不足分は他の農業用水からポンプアップせざるを得ないだろうという案が全量地下水案でございます。次の水利分配案でございますけれども、1,800m<sup>3</sup>/日、黒沢川からの可能量ですけれども、これを農業用水と雑用水と水道水へわずかでございませぬけれども、それぞれ分配し、水道でございましたら不足分は地下水から、農業用水の不足分は他の農業用水からポンプアップ。こういうような条件の3案を試算したところでございます。

続きまして、ダムによる案ですけれども、これらにつきましては、別紙4から9にございます。4、5をお開きいただきたいと思います。本文にございますけれども、これにつきまして、上水道が4ページ、農業用水が5ページということで、それぞれ先程申し上げました初期投資の事業費、網掛けの部分が初期投資の事業費です。網掛けの下段が100年換算の事業費でございます。それから、4ページ、5ページと続きまして、5ページの一番下のところにダム案の上水道、農業用水の合計ということで、  
、  
、  
と振ってございます。それぞれの合計を差し込んだものが出ております。以下、6ページ以降もそれぞれの案でそういうような対応になっておりますので、ご了解をお願いします。なお、これらにつきまして、利水者の負担というのが大分大きくなってきますけれども、これらについては現在の法制度に基づいて行った試算でございまして、県の補助等々は考慮しておりませんので、ご確認ください。2ページの下からですけれども、別紙4のとおり初期投資はダム建設に関わる利水者負担金及び新施設設置費合わせて13億円、これが初期投資の上水道になります。この内、国庫補助が1億円、三郷村利水者負担が12億円ということになります。これが100年換算の場合には、13億円が36億円まで膨れ上がりますということです。その下に農業用水ですけれども、別紙5のとおりで、これにつきましてはダム案の場合、初期投資はございません。100年換算の場合は4億円ということでございます。3ページですけれども、ダムによらない案でございます。アとして全量地下水案ですが、別紙6、7ですが、上水道の初期投資が20億円、100年換算は108億円になるということでございます。農業用水は別紙7でございまして、初期投資が12億円、100年換算が41億円でございます。農業用水についてはすべて利水者負担になります。上水道もすべて利水者負担でございます。それから、イの水利分配案でございますが、別紙8、9でございまして、これにつきましては、上水道が初期投資23億円、すべて利水者負担です。100年換算の場合が142億円、これも利水者負担がすべてです。農業用水につきましては、初期投資が12億円、100年換算43億円、これがすべて利水者負担ということになっております。総括でございますけれども、治水につきましては、県の財源負担分について記載させてもらっております。それから、2番の利水に関してはそれぞれダム案を除けば、全額利水者負担ですよということが記載されております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。今日、高橋部会長お休みでございますけれども、高橋部会長ご苦労なさっていることはしみじみ良く分かりますと思います。五十嵐さん、何か補足はございますか。

五十嵐委員

この2つの財政案を含めまして、午後から県の方に、長野県全体の財政がどうなっているかということをお報告してもらおう予定になっておりますが、その際、資料の5の2の20ページです。その中の(2)というのがありまして、公共事業費等の削減という項目がございまして、目標額が、558.4億円となっております。そのうち補助事業については、全体的に40%削減、それから県事業費については全体的に50%削減というのが記載されております。それで、私どもの方は一応数字として県の単

独事業でやった場合と補助事業でやった場合にいくらかかるかということに記載してありますけれども、ダイナミックに言いますと、こういう県財政の削減計画の下でこういうお金をそれぞれどうやって実現していくか、もの凄く乖離が出てきているということを午後のレクチャーの時に皆さん留意して聞いていただいて、代替案にしる、ダム案にしるこういう非常に財政厳しい折に、どのくらいリアリティーがあるか、実現するにはどうしたらいいかなどについて、是非最終的に検討委員会で最終答申を出す時に考慮を加えて、財政的な観点から、数字だけじゃなくもうちょっとリアリティーある案を検討していかなくちゃいけないなということです。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、薄川と黒沢の財政についてのご質問でございますでしょうか。どうぞ。

高田委員

おそらく黒沢川の部会では膨大な時間を使って議論されたと思うんですが、ただ私はこれを直接具体的に聞いたところ、利水の問題はもうひとつ良く分からないんです。現状は何とかうまくできているわけですね。そこで問題になるのは河川維持流量と平成24年の9,600m<sup>3</sup>/日、2,000m<sup>3</sup>/日増える。現状の認識として基準濁水流量が4,100m<sup>3</sup>/日で、使える量が1,800m<sup>3</sup>/日しかない。現状は何とかやれているということとの違いが良く分からないんです。おそらくこれも議論されたと思うんですけど。

五十嵐委員

誰も分からない。踏み込むと、多分違法とか違法でないとかという、そういう根源にかかわる問題になってくるんですよ。そこで、高橋部会長さんもいろいろ工夫なさっていて、新聞報道でもいろいろ書かれているということになっているんです。これは整合性ありません。

高田委員

こういう場合はどうすればいいんですか。今までそこそこできていて、もう少し欲しいというのが多分実態でしょうね。それで、改めて調べてみたら、これだけお金がないとやっていけないというのは、にわかにはぴんと来ないんです。だから、今経費を出された部分というのは、架空の話みたいにむしろ思うんですけど、よく分からない。

宮地委員長

膨大なお金になっておりますし本当に。旧河川法で許可をしていた量が、とてつもない量になっておりまして、それがダムを造るということのために、いろいろ法律的にこういうものを計算しなきゃいかんというんで出したら、こんな数字になっちゃったということが実情のようでございますね。だから高橋部会長、その点を前から非常に苦になさって、何とかならんかということをおっしゃられますが、表面上の法律の問題ということと、実情をどう考えていくかという話がやっぱり、これからの部会或いはその検討委員会の課題になるんじゃないかと思いません。ですから黒沢の場合には、この試算というのをほんまに受け取ったら何にもできなくなっ

ちゃうという実感なんですけども。

五十嵐委員

なぜ合わないか説明してもらえれば。実情がこうで、どうしてこうフィクションになるのか。

治水・利水検討室

なぜ合わないのかということにつきましては私もよく分かりませんが、ひとつだけ多分ですけども、許可の水利権というのは、4,100m<sup>3</sup>/日というのが基準湯水流量でございますので、10年に1回の湯水流量で規定されているものですけども、多分ですが、これ以上取っているのは現実だと思うんです。それはなぜ取れるかといったら、水が流れているからで、それは豊水という部分で許可できないんだけれども、本来だったら許可できないんだけれども、実際許可も得ていて、それは昭和34年に得ていて、その集落なり、農業者の方々がうまく水利用をしているんだという実態だと思うんですけども。

宮地委員長

よく分からんということは納得できたという感じですね。これをどういうふうにも実際に取り扱っていったら良いか、これはやっぱり難しい問題だろうと思ってます。はい、どうぞ。

松島（信）委員

今の矛盾点はダムを造ると解決するということになるんですね。

五十嵐委員

数字ではそうです。

松島（信）委員

数字では。

宮地委員長

そうです、そうです。

松島（信）委員

それもなんとなく数字上のことですから、現状の黒沢の状況を見たら、それも納得できないんですけどね。

宮地委員長

ダムを造って解消するというのは、実際計算の上では解消するんですね。だからダムを造るという論拠にはならないかも分かりませんけれども。



松島（信）委員

そのような現状の川の状態でダムを造って、そこで蓄えられる水の量は理論的には増えるかもしれないけれども、本当にその計算上の維持流量が流れるんでしょうかね。

宮地委員長

計算上の維持流量は流すようにダムを計画するんじゃないですか。それはそうでしょう。

松島（信）委員

それは分かるんですけどね。そんなようにうまく具合に、模型実験じゃないですからいくはずはないと思うんですけど。

五十嵐委員

宮澤さん、黒沢の委員だから部会の論議の状況ちょっと。

宮地委員長

どうぞ空気をお伝えください。

宮澤委員

なかなか難しいところでしてですね。幹事会の豊科建設事務所の方からご説明いただいたがありますが、今、豊水という問題がございまして、要するに10年に1度は足りなくなるわけですよ。今は流れているけれども、だから10年に1度足りなくなるのに合わせていくところからスタートするからその規模になるんですよ。だから豊水をそちらの方に回して進めていくのか、これは部会で結論出ていないことですから、そこら辺をどういうふうに考えていくかというところのやり取りが部会の中で出てきているという状況だと思います。一番問題は10年に1度水が足りなくなる今の状況でいきますと、過去において水道事業の中で濁水があったということで、それにあわせていきますと、今のような問題になってくる。ですので、平均的に水の供給をするためにはということが出てきたわけですが、その10年に1度をどういうふうに見るかということ、その問題点が議論のポイントになっているということでもあります。この間、部会長が言いましたように、この今の豊水、つまり余っている水、普段の時には余っている水をどういうふうに使ってカウントしていくかということと同時に、今三郷にある砂防堰堤から水道水を取っているわけですが、その権利が村にないと、こういうことも今回の一連の検討委員会の中で結論付けていかなければならないんじゃないかということまで踏み込んでいるわけです。その問題が並行してあるものですから、これからどういうふうな形で進めていくかという終盤になりまして、今日、部会長、ちょっと身内にご不幸がございまして、明日の部会も急遽延期になってしまったんですが、山場でございますので、部会長の代理というわけにいきませんので、ちょっと延ばさせていただいたという状況でございますが、今お話しをさせていただいたような経過でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょう。私もちょっといろいろ聞いておりますと、どっかで法律みたいなものに引っかかる。だから、何か黒沢で新しく考える時にはむしろ、それをこうやって欲しいというような案、考え方を検討委員会で打ち出さないとこのバリアーは超えられないんじゃないかという感じがしております。どうぞ。

高田委員

実態として、例えば維持流量はこれだけ要りますよといっても実際に皆さんが水欲しいという時は、一番最下流の水利権を持っているところで全部水がなくなるケースあるわけですね、渇水の時。そういう利用方法をやられているわけですね。だから、この2,300m<sup>3</sup>/日、いわば周りの方は指くわえて見ている。それを流すことは多分現場ではありえない。ところが法律論的と言うか、こういう基準を持ってきたら、これには手を付けてはいけないという現実とのギャップがあるわけですね。それは確かに規則を盾に取ればそうですけど、現場ではそうやっていないということですね。そのギャップが一番大きいんですね。それともうひとつはここで代かき期とか、そういう時期によってはもの凄くたくさん水取っていたわけですね。これが実態なのか、本当はこれだけあって欲しいという希望なのか、数量がいくつも出てるんですけど、お互い同士の差が大きすぎるような気がしまして、代かき期の29,000m<sup>3</sup>/日というような数字がありますね。こういう数字が流量としてあったのですか。或いは、上の砂防堰堤の水をうんと出せば出るかもしれないですけど。ちょっと数字が一人歩きしているような実感はあるんですが。

宮地委員長

何かコメントございますか。

幹事（豊科建設事務所）

はい、豊科建設事務所でございます。今の代かき期の流量の話なんですけれども、まず、29,000m<sup>3</sup>/日というのは昭和34年に許可を与えた時の数字であります。その数字がその当時どのような水収支計算をされてなったかということは、今資料には残されておりませんので、根拠としては何もないという現実でございます。ただ、面積としては灌漑面積60ha、という話がありました。今17,600m<sup>3</sup>/日という量が代かき期ですけれども出てきていると思いますが、これは減反を全て止めまして、水田になるべきところを水田にして、水を補給した場合に計算される数字でございます。これが水田ですと約31haほどあるというふうに計算されております。減反を戻した時に使う数字ですので、現在はおそらく7割減反ということでかなり減反をしてますので、17,600m<sup>3</sup>/日までは使っていないと思われます。しかし、使っている量の把握はできておりません、現実には。そういう意味でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。この問題、また恐らく部会の方でもご審議になると思いますが、検討委員会でもこの問題をどうクリアーしていくか。大きな問題になる。黒沢だけの問

題ではないかも分かりませんが、この水利権の問題というのは、良くご記憶に留めていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。薄川の方、ほとんどご質問出ませんでしたけれども、薄川と黒沢については、財政ワーキンググループのご報告はこれをお受け取り致しますということで、ありがとうございます。それでは、ちょっと時間が早く進行しておりますので、県の財政の方のご説明は、実は午後1時にお出でいただくことになっております。それで午後1時は正確に開会致しますが、それまでになるべく議題をこなしておくほうが良いんだらうと思いますので、恐れ入りますが次の議題に入らせていただきます。議事のところで、2番目の清川流域の治水・利水対策についてをお願い致します。清川についての小グループの方針は前回ご報告致しましたけれども、今度それを市民に知らせて公聴会をやる、その手順のことです。お願い致します。

#### 治水・利水検討室

では、資料2をご覧ください。清川グループの公聴会についてということで、前回、公聴会の開催というところまで委員会で決まりましたので、開催の方法について、事務局と小グループ委員の間で詰めたものがこの資料になります。まず、清川小グループの公聴会について、案という一番頭の紙なんですけれども、目的、第17回長野県治水・利水ダム等検討委員会の決定に基づき公聴会を開催し、清川流域に関する総合的な治水・利水について小グループの報告及び委員会の審議内容を踏まえた公述を求め。日時、場所としまして、小グループ委員の間で平成15年2月8日土曜日、午後1時30分からということで決定しております。場所については長野県飯山庁舎の大会議室を予定しております。周知につきまして、平成15年1月15日から2月5日の間、ここに記載してあります1から5の方法により周知を図りたいと考えております。次のページに移りまして、公述人数は約20人を考えております。応募要件としまして清川流域に関係する（飯山市に居住している者、財産を所有している者、事業所等へ通勤している者）住民、ということです。原則的には要件に合致する全員の公述を認めますが、予定を超える公述人がある場合は、公聴会当日受付にて抽選により決定致します。応募方法としましては、公述申出書を提出してもらうことになります。小グループが作成した案について、建設的な提案・意見等をおおむね400時程度にまとめる。公述申出書はホームページに掲載、或いは飯山市・飯山建設事務所等の窓口に設置して持って行ってもらうようになります。募集期間として平成15年1月15日から2月5日必着となっております。提出先、問い合わせについては、記載のとおりです。応募資格の確認としましては、公述を希望される方は、公聴会の当日1時までには受付し、応募資格に合致するかの確認を受ける。合致しない方は公述はできませんが意見書は委員会に提出された意見とみなし、原則として公表します。公述順の決定としましては、抽選により行うものとします。次のページに移りまして、公述時間については一人おおむね5分間、議長は宮地委員長の進行によります。公述方法については他の部会で行われたのと同じように、記載してあるとおりにやりたいと思います。(6)の留意事項としまして、公述申出書は長野県治水・利水ダム等検討委員会に提出された意見とみなし、原則として公表致します。次の紙から、実際に建設事務所や飯山市役所に置かれるものとなります。まず、清川小グループ公聴会開催と公述人募集のお知らせ(案)ということですが、長野県治水・利水ダム等検討委員会清川小グループで検討し、第17回検討委員会で了解された総合的な治水・

利水対策案について流域に関係する住民の皆さんのご意見をお聞きするため、下記のとおり公聴会を開催します。ついては下記のとおり公述していただく方を募集します。内容については、今まで説明してきたとおり、ここに記載してあります。この紙の裏が公述申出書になっております。様式についても今までの他の部会と同様の形になっておりますが、この紙に意見の要旨を書いてもらい提出してもらふこととなります。次のA3の紙が清川流域公聴会資料として、小グループ及び委員会の審議内容を説明したものになります。簡単に説明していきますと、1、流域の概要として、(1)地勢については位置や下流の開発について記載してあります。内容についてはご覧ください。(2)には洪水被害、今までの洪水被害について記載してあります。(3)に河川改修の今までの河川改修の概要について記載してあります。(4)に利水の状況として清川の現状の利水と消雪溝の利用について記載してあります。右に移りまして、大きな2、事業の概要と経過としまして、1に清川ダムの概要、2に清川ダムの治水上の目的と雪対策としての消流雪用水利用について。3に、今までのダム事業の経過について記載してあります。下に流量配分図が記載してありまして、その下に洪水防御計画規模の決定の内容、ダムによる流量配分の方法が記載してあります。裏に行きまして、3番として長野県治水・利水ダム等検討委員会での検討内容、1、これまでの経過として、検討委員会と清川小グループの検討についての主な事項について記載してあります。(2)以下が検討結果なんですけれども、(2)に治水についての検討として、ダムと代替案としての河川改修単独案についての事業費の比較について記載してあります。右に移りまして(3)利水についての検討として、飯山市の流雪溝整備計画の見直しの内容について記載してあります。一番最後に検討結果として、前述のような経緯を経て清川流域の治水・利水対策については以下の基本的考え方が取りまとめられた。清川の治水の基本的考え方。地質調査や河道調査の進展により、従来の治水安全度を考慮しても河川改修案がダム案よりも経済的に優れていること、また河川改修案の方が環境に与える負荷が小さいことを考慮して河川改修を清川の治水の基本的考え方とする。清川の利水の基本的考え方。飯山市の流雪溝計画については既存水の活用、反復利用を行うことにより、取水量を少なくするという飯山市提案の見直し案を尊重した流雪溝計画を清川の利水の基本的考え方とする、となっております。以上です。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。ちょっと補足致しますと、従来の公聴会っていうのは部会がやっておりました。ですから、こういう資料を検討委員会に出しておりませんけれども、清川の場合には小グループがやって参りまして、公聴会は検討委員会が開催するという手続きになっておりますので、皆さんにご覧をいただいたと、そういう意味でございます。こういう方向で公聴会へ出しますがよろしゅうございますでしょうか。それでは、前回も申し上げたと思っておりますけれども、検討委員会が開く公聴会でございますが、実質的には清川小グループの方には是非お願いをしたい。他の方ももし時間があれば、もちろんご出席をお願いしたいわけですが、そういう方向で日程も確保致しましたので進めて参りたいと思います。ご了解いただけますでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、もうひとつ薄川流域の治水・利水対策について、これは小グループの報告を初めて全体まとめてご報告すると、そういう趣旨でございます。説明をお願い致します。

## 治水・利水検討室

続きまして小グループの報告としまして、資料3の1をご覧ください。長野県治水・利水ダム等検討委員会薄川小グループ報告。(案)となっておりますけれども、この(案)については、削除願います。1ページから5ページまでが報告の原文となっております、その下に審議の経過、主な議論の内容。資料3の2として、小グループの検討に用いた資料がすべて添付されております。では1ページに戻りまして、はじめに、薄川は鉢伏山、三峰山、茶臼山など標高2,000m級の山々に源を發し、松本市街地を流下したあと、中条地籍で田川に合流する流路延長16.6km、流域面積72.9km<sup>2</sup>の1級河川である。田川は松本市白板地籍で奈良井川に合流し、奈良井川は同市島内地籍で犀川に合流する。薄川の中下流に位置する松本市の市街は、これら奈良井川やその各支流により形成された扇状地であり、沿川は古くから市街化が進み、多数の住家や企業などの資産、社会資本が集積している。薄川は古くからたびたび水害を起こしてきた。特に昭和36年の梅雨前線豪雨では、中条地籍や舟付地籍など、各所で護岸の決壊や橋梁の流失など多くの被害をもたらし、家屋浸水は松本市全体で550戸に上った。また、昭和46年の秋雨前線豪雨では南小松地籍など至る所で破堤し、松本市全体で105戸の家屋が浸水被害を受けた。薄川の河川改修は奈良井川改修の一環として、昭和42年から着手しており、平成12年まで、逢初橋から舟付橋下流の改修が完了している。薄川における利水の現状としては発電用水として許可水利2件、農業用水として許可水利7件の取水が行われている。薄川流域の現状としまして、基本高水流量。薄川流域における想定氾濫区域は、1,087haと想定される。この想定氾濫区域内の人口は38,400人となり、駅、学校、病院などの資産も集中しており、社会的、経済的重要度が高い。治水安全度については本川の奈良井川や田川等の計画規模とも整合をはかり1/80確率に設定している。基本高水流量の算定において、大正12年から平成6年までの72年間の雨量を解析し、1/80確率計画降雨量160mm/日を求めた。雨量の確率処理にはトーマス法を採用した。実績降雨群より計画日雨量への引き伸ばし率が2倍程度以下となる18降雨を計画検討の対象とし、型による引き伸ばしを行った。これから貯留関数法によりハイドログラフを作成した。この中でピーク流量が最大となる昭和36年6月28日洪水によると田川合流点での流量は574m<sup>3</sup>/sとなる。この流量を合理式による計算値や比流量図での周辺河川との比較を行い計画高水流量を580m<sup>3</sup>/sとした。治水計画。こうして求めた基本高水流量に対する河川改修計画は大規模な引堤、拡幅が必要となり、また下流の田川、奈良井川への負荷が大きくなるため、大仏ダムにより230m<sup>3</sup>/sの洪水調節を行い、田川合流点において基本高水流量580m<sup>3</sup>/sに対し計画高水流量を350m<sup>3</sup>/sとしていた。なお、流下断面の検討においては、余裕高は80cm、粗度係数は下流0.035、上流0.04としている。現況流下能力として、現況流下能力は中条橋地点で135m<sup>3</sup>/s、JR橋地点で186m<sup>3</sup>/s、逢初橋地点で223m<sup>3</sup>/sとなっており、下流1.1km区間及び八竜橋より上流部においてのほとんどの区間で基本高水流量580m<sup>3</sup>/sに対し流下能力が不足している。現況の治水安全度は、舟付橋下流地点で約1/10確率、田川合流点では約1/5確率となっている。大仏ダム建設事業。大仏ダムは昭和50年に塩尻市と松本市の利水と薄川の治水を目的に実施計画調査に入ったが、昭和62年に塩尻市、平成11年に松本市が相次いで利水を辞退、更には平成12年8月の与党3党の公共事業の抜本的見直しに関する3党合意の対象事業となったことを受け、平成12

年11月に国の了解の下、事業が中止された。利水。薄川における農業用の取水施設は7箇所あり、すべて許可水利である。また発電取水が2箇所で行われている。森林。1962年と1999年との空中写真による比較では森林面積ではこの37年間に68.44ha増加し、1999年には流域全体の93%を占めている。森林増加の要因は草地や農用地の樹林化によると見られる。人工林面積は1,104.40haの増加、天然林面積は885.78haの減少となっている。林分発達段階で見た場合、林分成立段階面積が減少し、若齢段階が増加している。1999年には若齢段階の森林の割合が9割と多くを占めている。樹種別に見ると人工林はアカマツ、カラマツ、スギ、ヒノキ、天然林は広葉樹、アカマツ、その他針葉樹で構成される。1962年には広葉樹とアカマツがそれぞれ4割以上占めていたが、1999年にはカラマツが6割と過半を占めるまでに増加し、逆に広葉樹は2割にまで減少した。土壌構成と樹冠遮断量から推定した森林の保水能力は雨量相当で99から140mmと試算された。森林ワーキンググループの報告による崩壊地の状況は1962年には73箇所29.23haあったが、1999年には24箇所、13.91haと箇所数で1/3、面積では半分に減少している。地質。薄川流域を含む松本市街地は層厚10~30m程度と推定される沖積層が堆積しており、その構成層は腐植土層や有機質シルト層の軟弱地盤が著しく厚く堆積している。JR松本駅南東付近において、この有機質シルト層を主とする細粒物質は最も厚く20m以上である。薄川小グループにおける主な検討事項として、薄川小グループは薄川流域における総合的な治水対策について検討し、その結果を委員会へ報告することを目的として、平成14年8月22日の第1回から平成14年12月6日までの5回の検討会を開催した。小グループにおける検討経過については別紙1のとおりである。また、審議における主な質問、回答については別紙2のとおりである。小グループの位置付け。小グループの位置付けについてはワーキンググループと同様とし、審議は非公開で行い検討結果を委員会へ報告し、最終的な決定は委員会で行うことが第1回の審議で確認された。更に松本市を幹事と同じように小グループの審議へ出席してもらうこととした。基本高水流量。基本高水流量について、計画降雨継続時間を1日雨量で算出されているが、これについて任意の24時間雨量で検討すべきではないかとの意見が出された。このため、時間雨量データのある昭和30年から平成12年までの45年間の時間雨量データで検討した。この結果、1/80計画降雨量、201mm/24hを求めた。この際の雨量の確率処理にはガンベル法を採用した。実績降雨群より計画24時間雨量への引き伸ばし率が2倍程度以下となる降雨並びに平成8年度事業計画書案における18の対象降雨を合わせて31降雨を計画検討の対象とした。実績降雨群をⅠ型及びⅡ型により計画降雨量201mm/24hまで引き伸ばしを行った。これから貯留関数法によりハイドログラフを作成し、ピーク流量を求めた。なお、貯留関数法の定数等は現計画どおりとし、見直しを行っていない。この結果Ⅰ型では昭和34年8月13日洪水がピーク流量最大となり、田川合流点で491m<sup>3</sup>/sとなった。Ⅱ型でも昭和34年8月13日洪水がピーク流量最大となり、田川合流点で474m<sup>3</sup>/sとなった。以前はⅡ型が主流であったが、中小河川では洪水到達時間が短く計画降雨とピーク流量の相関が取り難い等の問題があり、Ⅰ型という考え方が出てきた。薄川では今回流域の降雨特性を適正に評価したⅠ型のピーク流量により検討を進めることとした。また参考として1981年から2000年までの20年間の既所地点(ダム計画地点直下流)での実測流量データを元に1/80確率の流量を求め、127m<sup>3</sup>/s(比例計算による田川合

流点での流量としては、 $235\text{ m}^3/\text{s}$ と算出された。この手法については実測流量でデータが少ないため、信頼性が低いとしてこれ以上の検討は行っていません。河川改修案。河川改修案の検討にあたり、前述の試算による田川合流点で $474\text{ m}^3/\text{s}$ の流量により計画を作成することとした。作成にあたっては現況流下能力、係数等の条件については現計画のとおりとしてある。河川改修計画を検討するに当たり、基本的には河床の掘下げを行い、不足する断面については、拡幅で河積を確保することとした。上記による検討の結果、下流については田川合流点付近の一部の区間について、掘下げとともに拡幅が必要となるが、ほとんどの区間においては河床の掘下げにより流下能力が確保された。中流部では現況流下能力が $474\text{ m}^3/\text{s}$ 以上あることから改修の必要がないことが確認された。金華橋より上流部では、現況流下能力で不足する通水断面について、背後地の土地利用も考慮し、拡幅を行い流下能力を確保することとした。以上の検討結果により、河川改修により $474\text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力の確保は可能と考えた。今後、地質調査や地下水観測等により、河床掘下げに伴う周辺での地下水位低下や地盤沈下に対する注意が必要であることが幹事より報告された。また、実施にあたっては詳細な測量、流下能力の再検証により、断面を検討することが必要になる。治水対策における課題。基本高水流量について。奈良井川水系の全体計画は女鳥羽川、薄川、田川等の各支川を含んだ水系全体で策定されているため、薄川の、すいません、この部分基本計画高水流量と記載してありますが、計画を取っていただき、基本高水流量としてください。基本高水流量を変更する場合、水系一貫の観点からの流量の見直しが必要である。河川改修について。薄川における治水計画を策定する場合には基本高水流量と同様に水系全体の改修計画の見直しが必要である。また、現計画で改修が完了した区間の取り扱いについても検討が必要である。薄川の河床掘削に伴い周辺の地盤沈下及び地下水位低下が懸念されることから今後詳細な地質調査、地下水観測等を実施のうえ、対策を検討する必要がある。薄川の改修計画の立案にあたっては、詳細な調査による流下能力等の再検証を行い、合理的且つ経済的な断面の検討が必要である。薄川の河川改修を行う場合の施工順序については原則として下流改修の進捗状況等、水系全体のバランスを考慮して実施することとなる。総合的な治水対策の推進について。奈良井川水系は下流部に松本市街地を抱える都市河川であり、洪水による災害ポテンシャルが高い。このことから洪水による被害を最小限にするために、河川改修と合わせて、流域が従前より有している保水・遊水機能の維持、流出抑制施設の設置、災害の発生の恐れがある地域での土地利用の誘導、洪水ハザードマップ作成・公表による情報提供等の流域での対応を加えた総合的な治水対策を推進する必要がある。森林の管理、整備について。事業の実施にあたっては森林の特性や立地状況を考慮した優先度判定を用いて効率的に実施する必要がある。普通林のうち、必要な箇所については保安林に指定し公的管理を推進する必要がある。継続的に森林の整備を進めるには森林所有者等関係者による森林整備協定の締結等を進めるとともに全体を調整する連絡協議会的な組織が必要である。森林からの水流出について検証する必要があるが、検証には長期間を要する。薄川治水対策に対する基本的方針。薄川については最新の雨量資料を用いて、洪水流量を算定することにより、現行の基本高水流量が下がることが試算により推定された。更に今回の検討に用いた基本高水流量 $474\text{ m}^3/\text{s}$ では河川改修により概ね $1/80$ 確率の治水安全度が確保できることが確認された。以上より薄川の治水対策においては河川改修によることを基本的方針としたい。今後の課題として基本高水流量について今回の試算結果を元に奈良井川

水系全体で合理的な手法により再検討する必要がある。また、河川改修計画については、奈良井川水系全体のバランス、流下能力の詳細な調査検討により、より精度の高い合理的で自然にやさしい工法を採用することが必要である。更に河川改修以外にも森林整備、ソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する必要がある。加えて、公聴会等の方法により住民意見を積極的に取り入れ、これを計画立案の参考としていくように努力する必要がある。なお、今回の試算結果による河川改修流量  $474 \text{ m}^3/\text{s}$  は現行の計算方法のうち雨量だけを見直した結果であり、このまま基本高水流量として確定されたものではない。また、この流量を用いた河川改修計画についても概算の案であるため、実施に当たっては再検討を必要とし、その結果によっては規模等が変わる可能性もあっております。別紙1の薄川小グループ検討経過については記載のとおりでございます。別紙2の薄川小グループによる議論については清川のものと同様に、清川の時と同様に委員の質問とそれに対する幹事の回答について記載してあります。説明は省略させていただきます。資料3の2の、以下の資料につきましては、幹事の方から説明をお願い致します。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。ちょっと時間がなくなってきたんですが、どうでしょうか。そうですか。ちょっと時間がかかるようですので、資料3の2の説明は午後に致したいと思います。先程申し上げましたように1時から県の財政改革のお話を伺うことになっておりますので、時間正確をお願いを致します。では、午前の審議をここで一応終わりと致します。ありがとうございました。

<昼食休憩>

田中治水・利水検討室長

午後の審議の再開をお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

宮地委員長

まだ、お見えにならない委員がありますが、ちょっとご用事があるようなので、始めさせていただきます。先程、薄川の資料の報告がちょっと途中で切れましたが、実は午後の大切な話として県の財政についての状況をお話いただくということで、本日、財政改革課の方からお見えいただいております。そのお話をまず伺いたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

財政改革課

財政改革課の柳沢直樹でございます。よろしくお願い致します。座ってお話しさせていただきます。お手元の資料5の1と2をお開きをいただきたいと思っております。この度、12月2日の日に県の財政改革推進プログラム(案)という形で発表させていただいております。只今、県民の皆様方からいろいろご意見を賜っているところでございます。今日、その内容について、若干お時間をいただいて、お話しをさせていただきたいと思っております。プログラムの内容につい



て、本編の方は少し時間がかかると思いますので、財政改革推進プログラム(案)の概要の方、資料5の1の方でお話しをさせていただきたいと思います。よろしくお願いを致します。

まず、財政改革推進プログラムでございますが、いろいろ新聞報道等もなされてるわけですが、ややもすると、何でも切り捨ててやっていくんだというマイナスのイメージが付き纏っているわけですが、そこに一番上の四角にも書いてありますとおり、本来、本県の財政改革の目指すというところは、単に予算を一律削減して収支の均衡を図ろうとする、帳尻あわせというような議論ではなくて、新たな社会・経済システムの構築に向けまして、中長期的な展望の下に納税者の視点から財政構造、或いは県行政のあり方そのものを改革していこう、そして持続可能な県財政を構築していこうじゃないかということで案を作らせていただいているところでございます。こういう前提をご認識をいただきたいというふうに考えております。要するに、これまでの常識とか慣習といったものを、良い意味で打ち破って本当に必要な施策に大胆な発想で振り向けていこうということが大きな目的になっております。それでは、内容に入らせていただきますが、次の四角の中でございますけれども、財政改革が求められる背景ということでございまして、それは2つに分かれておりまして、1つは経済・財政面での変化、それと右側の方がもう1点として社会環境面の変化ということでございます。経済・財政面の変化で見えますと、もう、低成長時代への適応が必要になっているということございまして、すでに右肩上がりを前提とした対応が終焉を迎えているんじゃないかと思えます。今までは一度始めた施策というのは永続的に施工を進めていくんだという考え方がある程度あったわけですが、そういう考えは捨てるということが第1点でございます。2点目として借金に頼ることのない財政運営の転換ということでございまして、現在、国・地方を通じて長期の債務残高が約700兆円位ございまして、もうこれで後世代にはこういった負担は残せないんじゃないかという認識があるところでございます。次に右側の社会環境面での変化でございます。これもよく言われることでございますが、まず第1点として環境と共生した産業構造、或いは、生活様式への転換ということでございます。大量消費とか、大量生産、こういったようなものからですね、持続可能な、よく言われる循環型社会への変換というのが求められているということです。もう1点が人口減少、超高齢社会への適応ということでございまして、既に人口推計によりますと2007年から2008年にかけてがピークで人口はそれ以降減少に転ずるんだということでございまして、4人に1人が65歳以上の高齢者になるという時代を迎えておりまして、高齢化社会ではなくて、既に高齢社会、超高齢社会にもう突入してきているという中で、この対応をどうするかということが問題になっているわけでございます。3番目に私どもも含めて住民の意識の問題でございますけれども、地域住民が自立的に、また主体的に活動できる社会への転換を目指すべきではないかということでございます。住民意識が変化しておりまして、従来型の行政に対して画一的なサービスを受動的に求めるということではなくて、多様な個が尊重されまして、一人ひとりが生き方、或いはその活動を選択できる社会になってきているだろうということで、これに対する対応が必要になっているということでございます。こういったような背景のもとに、実際、私ども長野県の財政状況がどうなっているかというのが次の四角でございます。まず、現状でございますけれども、後程また実際のプログラム(案)の厚い方を見ながらご検証いただくとありがたいかと思うんですが、ひとつはマイナス成長を受けて、13年度について先日確定値が出まして、マイナス1.4%だっ

たと思いますけれども、マイナス成長になっているわけございまして、こういった中で県税収入が戦後最大の落ち込みになってしまったということございまして、14年度、前年度に比べますと440億円という額が税収減になっております。これは、率にしますとマイナスの17.8%というようなことございまして、その率をお聞きになれば、これは落ったんじゃないかということがお分かりいただけだと思いますけれども、このくらい非常に税収面では落ち込んでしまっているということございまして、その中において、2番目なんですけれども、非常に財政の硬直化というのが進んでおりまして、義務的な経費が増加を致しているということございまして、人件費とか公債費でありますとか、或いは補助費といったような義務的な経費がもう既に県の歳出に占める割合が5割くらいになっているというようなことございまして、実際に自由に使える部分というのがかなり限られているということがひとつ大きな問題ではないかというふうに考えております。もうひとつ3番目でございますけれども、非常に過去の借入金の返済というものが、今の県財政を圧迫しているということございまして、当然のことなんですけれども、長野県の場合、これまでに高速交通網の整備、或いはオリンピックといったような需要がございまして、そういった整備のために多額の事業を行うということございまして、平成7年にはピークで4,000億円を超えるような投資をしているというような状況にございまして、このような中で、非常に借金も嵩んでおりまして、これもよく報道されているわけございまして、長野県の場合1兆6,000億円を超える現在借金がございまして、これは起債制限比率という財政状況を示す指標がございまして、これが13年度の決算統計で17%ということで全国で岡山県について第2位と良い意味ではなくて高く、要するに悪い方から2番目というような状況になっているということございまして、これまで、こういった昔積み立てておいた基金を取り崩して何とかやってきたわけございまして、この基金も一番ピークの時が平成4年度で、1,780億円位の基金があったわけございまして、それを順番に取り崩してございまして、今度末では373億円位の額になるというようなところまで来ております。ですからこの基金を使って今後財政改革プログラム期間中、なんとか収支を図っていかうじゃないかというふうに考えているわけございまして、今、基金と申しましたのは3基金ということでよく言われてございまして、いざとなったら取り崩しましようということで積み立ててきた基金でございまして、財政調整基金、或いは減債基金、公共施設等整備基金、この3基金をもって、よく言われている3基金というふうに称しているわけございまして、こんな状況が今の本県の財政の状況でございまして、このために、今後先程の背景の中でも申し上げさせていただいたわけございまして、ひとつは低成長を前提とした財政運営を前提をしなければやっていけないだろうということ、それと柔軟な財政構造の構築をしなければなりませんので、国に対しても中央財政制度、こういったものの改革の提言を積極的にやうということ掲げております。更に3番目として中長期的な展望に立って後の世代の方々に負担を残さないように、借金に過度に頼ることのない財政運営が必要であろうというふうな課題を掲げております。それが真ん中の四角の中身でございまして、次の四角が本県の財政改革の目指すものということで、6点ほど挙げさせていただきました。これすべて6点は、～から脱却して～を作ります、という言い方をさせていただいてございまして、田中知事の今回の選挙の公約では、～を壊し、～を作るというような形になってございまして、このプログラムでは～を脱却しという表現を使わせていただいております。まず1点が赤字基調の財政構造が

ら脱却し、持続可能な財政構造を作ります、ということでございます。要は県税収入といったような経常的な歳入の範囲内で県民に必要な施策を実施していこうということが1点でございます。2番目でございますが、これまでよく言われてきた公共事業による社会保障、こういった公共事業により社会保障を行う歳出構造から脱却を致しまして、真に安心できる社会システムを作ります、というのが2番目でございます。旧来型のいわゆる大型公共事業というものを少しシフトさせましてより身近な社会資本整備に振り向けていこうじゃないかというのが2番目でございます。次に3番目でございますが、総花的な事業展開から脱却し真に必要な分野に重点的に財源配分をする構造を作ります、ということございまして、もうあれもこれもというような時代ではなくて、選択と集中といったような形で財源も取り扱っていかねばならないんじゃないかということでございます。4番目でございますが、国庫補助金に依存した高コスト財政システムから脱却して、より効果的な財政システムを作りますということで、先程もちよっと申し上げさせていただきましたが、本当の意味での地方自治のための地方税財源制度というものを構築するために国庫補助金の源泉であるとか、或いは国への提言といったものを行って参りたいということでありまして。5番目でございますが、組織、団体を中心とする既存制度の枠組みから脱却し、意欲ある県民の活動を支える社会を作ります、ということございまして、やはり県と市町村、或いは県と民間といったものの役割分担をよく見直しまして、県の行うものと、例えばNPOとかそれ以外の民間とのパートナーシップのもとで進めていくものと分ける必要があるんじゃないかということでございます。6番目でございますが、旧来型の仕事の進め方から脱却し、効率的な行財政運営の仕組みを作ります、ということございまして、よく言われているのが予算重視ということから決算重視、成果重視を目指して、特に今、財政改革と並行して進めようとしている行政改革、これにも積極的に取り組んでいきたいということでございます。以上が四角で囲った部分でございまして、こういったスタンスで財政改革を進めようということで、推進プログラムを作成しております。今回の財政改革の実施期間でございますけれども、本年の4月に既に財政改革基本方針というのを策定して、県民の皆様にお示ししてございます。もう既にそこから記されているとおり、今年度から財政改革というのがスタートしておりまして、今年度から5年間、平成14年度から18年度までの5年間を財政改革推進期間と位置付けております。更に、今回お示した財政改革推進プログラムの中身だけではなくて、平成15年度までを集中検討期間というふうに位置付けまして、更なる事業の再構築、財政構造の円滑な転換を推進しますということで、この間に先程申し上げました国への働きかけの内容であるとか、或いは市町村、民間との役割分担をもう少し集中的に議論していく必要があるんじゃないかということを考えているところでございます。次のページをお開きください。2ページでございます。それで、私ども現状は先程お話ししたとおりなんでございますけれども、このまま同じような予算配分を行っていくと、県の財政どうなってしまうんだろうということで、中期財政試算を試算しておりました。この前提となりますのが、これは議論のあるところでありまして、この財政改革推進プログラムでは経済成長率を0.5%ということで見込ませていただきました。これは、本年の1月に経済財政諮問会議で構造改革と経済・財政の中期展望、よく言われている中期展望というのが出されておりますけれども、その中で出されている数字を参考にしておりまして、その中で構造改革が仮に実行されなかった場合には1/2%程度になるのではないかという書き方がされております。基

本方針を出した時にはその辺のところも私ども順調に進むのではないかという仮定の下で将来的には1.5%というような数字も出していたわけですが、昨今の経済情勢とか、国の状況等を見る中で0.5%というのが適当なんではないだろうかという判断を参考にしたわけですが、それが1点でございます。そんな中で計算をさせていただきますと、四角の中に入りますけれども、今後4年間に見込まれる財源不足額が1,141億円となっております。これがAと記してございます。後程、算式が関係してくるわけですが、1,141億円が足りなくなるというふうに考えております。この財源確保のために、一つとして、事務事業の見直し、後ほどお話ししますが事務事業の見直し、或いは投資的経費の削減、人件費の抑制といった歳出削減を行う。歳出削減策で1,050億円を何とか確保したいということであります。更に県税収入の確保、或いは受益者負担の適正化などの歳入の確保策で45億円を何とか確保して参りたいということでございます。その合計額が1,095億円、これはBと記してございますが、このように試算を致しました。ただ一方で、先程最初に申し上げたんですけど、あくまで私どものプログラムは収支の帳尻あわせではなく、必要なところに財源配分をしていかなければいけないということ。県民の生活を重視した事業に重点的に取り組むための予算を確保する必要があるだろうということで、新たな長野県を作るための長野モデル創造予算枠というのを15年度から確保することに致しまして、それが4年間で210億円でございます。更に介護保険とか老人医療費など民生関係で、当然事務的経費が増えるというものが予想されるわけでございますので、その分もとっておかなければならないということで、90億円。合計と致しまして、300億円の財源を配分しようじゃないかということでございます。その300億円をCと置いております。以上によりまして、4年間の財源不足額は、A+BすなわちAが足りないんですが、それをBで穴埋めして、穴埋めするんだけれども逆にCの分が出ますよということで、 $A + B - C$ ということで、346億円が足りなくなるであろう、財源不足になるであろうという計算を致しました。それに対して今、先程これもお話し致しましたとおり、現在3基金が373億円ございますので、その373億円を使えば何とか穴が空く346億円をカバーできるのではないかと考えているわけでございます。以上、申し上げました状況をグラフのようにしたものが、2ページの下の方のものでございます。上の方が何もなかった場合、基金残高がなくなり、即ちそのあと赤字になるわけございまして、この赤字が累積していくと、そこに書いてございますけれども、財政再建団体転落ラインというのが赤字幅で250億円です。ちょっと面倒な話になるわけですが、簡単に言いますと、経常的に入ってくるような一般財源の標準的な額、これを標準財政規模と交付税の仕組みの中では言うんですけども、その内の5%くらいの赤字が出ると、県単独では予算が組めなくなり、すべて国の関与を受けて予算を組んで、また借金もするというようなことになりまして、そういうものが財政再建団体ということになります。その転落ラインが250億円の赤字です。何もなかった場合にはご覧の通りのグラフの状況で、平成16年度にはそのラインを超えてしまうというような状況が見込まれております。それに対して今言ったような収支改善策を講じた場合、先程もお話ししましたとおり、何とか基金で穴埋めをして、わずかではございますが、基金残高を残すようなところで推移ができるであろうという計算を致しているところでございます。3ページに移らさせていただきます。3ページの方は、これは本場の仮定を置いた姿でございますけれども、歳出構造が今までの投資的経費が割合を減らして、

一般行政経費の方に回す、特に重点化したいような分野について、このように配分をしていくのではないかなというような形を示したところでございます。次に3ページの下の方に、具体的に歳出削減に向けた具体的な取り組みについてお示しをさせていただいております。この歳出削減の額ですが、一応お断りしておきたいのは、今までお話ししてきた収支改善もそうなんですけど、あくまで一般財源ということを示させていただいております。ですから、事業費になりますと、そこに例えば補助金でありますとか、起債でありますとか入りますので膨らむわけでございます。要は自由になる一般財源の問題が一番財政上問題でございますので、一般財源ということを示させていただいております。先程お話ししました財源確保の為に、1,095億の内訳というふうにご理解いただきたいと思っております。まず事務事業の見直しで158億円を何とか確保して参ります。これに向けては今回、県の事業約1700という項目全てに事務事業の評価シートというのを作りまして、総点検を致しております。この中で所期の目的を達成した事業や成果が必ずしも上がっていない事業等というものを廃止を含めて見直しを行っております。例えば、農林関係の公共事業等に対する任意の嵩上げの問題、或いは松くい虫の問題、或いは重度介護高齢者の慰労金、重度心身障害者の慰労金などの個人給付を見直しをさせていただいたということでございます。更に来年度以降も毎年10億円程度の見直しはこれに加えて行っていきたいというふうを考えております。2番目が投資的経費の削減でございます。これが一番、この委員会においても問題になるところではないかというふうに私ども考えておりましたけれども、634億円を一般財源で削減を致したいというふうに考えております。そこに書いてありますとおり、より少ない金額でより多くの効果をもたらす公共事業のあり方を追求して、公共投資の重点化、効率化を推進したいということございまして、削減はするんですけども、公共事業すべてを一律ということではなく、重点配分、傾斜配分を付けていく必要があるだろうということですので。この辺は更に政策秘書室等を中心に検討をしているところでございます。その中で公共事業費ということになりますと、平成14年度に比べ段階的に40%削減を致します。そこには書いてございませんけれども、段階的にということ、14年度に比べて来年度は10%、16年度は30%、更に17年度には目標の40%の削減に持っていきたいということでございます。次に、同じように県単独事業も段階的に50%削減をしたいということございまして、平成15年度は20%の削減、16年度には40%、そして平成17年度に目標の50%の削減に持っていきたいというふうに考えております。それから施設建設については、新規着工は原則凍結ということで、先日も子ども未来センター等で問題になったわけですが、原則的には新規の施設建設は凍結をしよう、但しこれは原則でございまして、いろいろ福祉とか学校、教育関係、そういったものの改修も当然含まれてきますので、そういうものは財源確保をいろんな形で図りながら進めていく必要があるだろうというふうに私ども考えております。この結果、当然起債を圧縮できるわけでありまして、公債費の抑制ということに繋がるわけでございます。起債制限比率について、先程、平成13年度で17%ということをお知らせしましたが、これを15%程度に引き上げたいということでございます。次に4ページをお開きいただきたいと思っております。事務事業の見直し、そして投資的経費と並んで大きな柱になりますが、人件費の抑制でございます。人件費総額を抑制して258億円を何とか確保したいということございまして、ひとつは職員数を削減ということで、採用抑制を行いまして、知事部局等の職員数を300人以上削減を致したいということござ

います。もうひとつは実際の給与の削減でございまして、一般職の給料を平成15年度から3年間、これはもう3年間という限定をしておりますけれども、6～10%減額をしたいということです。6～10というのは、一般職員で6%、課長級の職員で8%、部長級の職員で10%というような段階を追って削減をしていただきたいということでございます。これについては只今、組合と協議をしているところでございまして、何とかご理解を賜りたいということが、私ども考えているところでございます。もしご理解を賜れば、すでに決着をしております今年度の人事院勧告の2%を含めると、8～12%の減額となるということでございます。全国的に見ても最も削減率が高いところでございます。特別職の給料も同じように減額をさせていただきまして、知事30%、その他の特別職20%、これを記したときにはまだ決まっておりましたが、県会議員の皆様にもご協力をいただくことになりまして、議長20%、副議長15%、そして議員の皆様方にも10%というような削減をお願いできたというようなことになっております。これは自主的にお取り組みをいただいたということでございます。次に歳入確保に向けた具体的取り組みでございまして、この辺につきましては簡単に申し上げますが、県税収入の確保、或は受益者負担の適正化、県有財産の有効活用、そして臨時的な財源の確保、これは先程申し上げました3基金以外の基金も、本来は取り崩してはならないと思うんですが、緊急避難的に取り崩して使用するようなものでございますが、こういった歳入確保に向けた取り組みも行って参りたいということでございます。その下の5として、施策の重点化の方向性ということで、新たに300億円以上投入ということでございます。先程お話しを申し上げさせていただきました徹底した歳出削減、歳入確保を行う一方で、来年度から長野モデル創造予算枠創設ということでございまして、この長野モデル創造予算枠、こういったものを対象にするかということもこの辺にはちょっと触れられていないわけですが、そこにも書いてあるとおり、まず福祉・医療、環境、教育、産業・雇用といったような4分野、この分野に重点配分をしていくわけですが、それ以外にも5直し、8つの宣言が知事の今回の公約でございまして、こういった公約を具体化するための事業、或いはこういった財政構造の改革を円滑に進めていくために必要と思われるような事業があれば、そういったものもいんじゃないか、或いはそれに囚われず、新たな視点とか手法で県民益を創出するというようなご提案があれば、各部局の自主的な判断に基づいて、知事が認めれば、この210億円の中でも取り組んでいけるんじゃないかというふうに考えているところでございます。あと、先程お話ししました90億というどうしても事務的経費の増加があるので、どうしても300億円以上必要ということがここに書かれているところでございます。あと、5ページ以降は実際に進めるに当たっての細かな点でございまして、例えば一番上の四角、予算編成執行面の取り組みでは、真ん中にあるとおりすべての事業については原則3年間というような周期を設定して3年ごとにまた0から見直すというようなことをして参りたいということでございます。また、次の四角の7でございまして、地方税財政制度の改革ということで、小泉首相も積極的に進めるとは言っていたいておりますが、三位一体の改革の実現に向けて何とか財政自主権を確立するよういろんな機会を通じて国に対して働きかけて参りたいということでございます。それが確実に進むにはたとえ時間がかかるとしても、次の四角の中にあるとおり、国庫補助制度の改善というものは、できるところからどんどん進めたいということでございます。更に一番下の四角でございまして、財政改革推進プログラムの実施に当

たつてということでございまして、ひとつは先程お話ししました来年度は集中検討期間ということで、更に検討を行っていくんだということ、また多分こういった財源改革をすることによって、一時的には経済雇用に対する軋みというものも生じてご負担をおかけすることが予想されますので、経済・雇用情勢への配慮も取り組んでいきたいということ、更にその下でございしますが、プログラムの見直しは必要に応じて行うわけでございますし、当然のことながら中期財政試算というのは見直しを行っていく必要があるだろうということを考えております。そして、その達成状況についてもすべて毎年度公表して参りたいというふうに考えております。更にこれは県だけで行われるものではございませんので、県民や市町村団体等の対話を積極的に行いまして、意見交換を行うとともに、理解と協力を求めて参りたいというふうに考えているところでございます。以上が財政改革推進プログラムの概要、簡単ではございましたが、お話しをさせていただきました。以上です。

宮地委員長

どうもありがとうございました。前回からこの県の財政状況についてかなりの議論が出ておりましたが、いろいろご意見、ご質問があると思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

五十嵐委員

公共事業に関しまして、この単独事業と補助事業におきまして、それぞれ削減計画50%、40%出してますね。これはどういうイメージになります。従来の事業は継続できない、新規事業は全部ストップですね、ほとんど。

財政改革課

あの、それもよく県会でもご質問をいただいているわけでございますけれども、原則的な面は、額だけ見ますと新規事業というのはなかなか難しいだろうというふうに考えております。維持・補修が中心になってくるだろうというふうに考えておりますが、継続の事業であっても、単に続けるのではなくて、やはり見直しする必要があるというのがひとつ。それと新規事業であっても必要なものは取り組まなきゃならないものですから、その辺は継続であっても止める部分がある。新しい事業であっても取り組む部分があると、それはそれぞれの毎年の予算のなかできちんと精査をして進めていきたいということを現在考えております。

五十嵐委員

もうひとつ。昨年の長野県の単独事業に関する河川課の予算を見ましたら、28億か29億円だったんです。こういうイメージでいくとしたら、どのくらい差があるものですか。

財政改革課

あの、今もお話ししましたとおりですね。

五十嵐委員

やらないものはやらない。やるものはやると。一般的に言うと大体半額になると、そんなイ

メージですか。

財政改革課

投資的経費全体では、5割或いは4割削減ですけど、施設の部分が先程お話ししましたが別になりますので、投資的経費全体では3割削減になります。ただ、河川課の部分というのは、多分、私もちょっと中身を精査してませんが、施設の部分はないだろうというふうに考えますので、同じような割合で下がっていくのではないかとというふうに考えております。この辺のところは、むしろ河川課の方にお聞きいただいた方がよろしいかと思っておりますけど、今ちょっと手元にございませんで。

五十嵐委員

常識的いえば、今の単価にそういう削減率をかけて下がっていくと。常識的に言えばそうなるといことですね。

財政改革課

そうですね。一般の部分でちょっと申し上げましたけれども、事業費全体と考えてもらって構いません。事業費総額として同じように下がる。むしろ、事業費全体をそういうふうに下げた結果にして、一般財源がそれだけ下げるといこととで考えていただいて構わないと思います。

五十嵐委員

その重点のこと分かりますが、一般的に一律マイナスでイメージすると、単年度で何%削減するというのが該当する。

財政改革課

そういうことで構いません。

宮地委員長

どうぞ。

風間委員

昨日、私ども角間川部会でもそういう話が出まして、藤原先生のところの部会とか或いは、郷土沢の方もそうでしょうし、或いは黒沢川でもそうだと思うのですが、基本的には治水案に対しての代替案というはある程度構築できそうだと。その面に対しての経費というのはさほど大きな、何十億、何百億という単位になりそうもない。しかしながら、どこの部会でも大きな障害、障壁となりうるのが利水の問題であると。そのことはもう高橋政策秘書室長の方にも重々この検討委員会を通してお伝えはしてあるところであります。私ども部会を仕切っている者と致しましても、部会委員の皆様方が一番危惧するところは、今回こういうような県がプログラム案を出していると同時に私どもこれから利水のことを勧案する上で、当然代替案というものは巨額なものになりうると。これは一体、実現しうるのかと。ここが今議論する上で各委



員さんが懸念しているところであるわけです。これがもし保障されないということに、もし仮に保障されないということであるならば、それでは一体、この部会で議論している中身というのは一体何なのか、はたまたこの検討委員会でこれだけの時間を費やしていくことに何か意味があるのかというような問題にすらなりかねない、非常に大きな私は問題をはらんでいることだと思っております。基本的には、今の県当局が考えている推進プログラム案を実施しないことには長野県という株式会社自身が破産をしてしまうという本当に崖っぷちのところまで来ているという認識は私も持っておりますし、削減をしなくては行けない、コストを抑えてやってかなければ行けないということは承知しております。しかしながら、同時に私どもの検討委員会、そして部会に課された課題というものも、これは実行してかなければ行けないという側面を持っているわけで、その整合性がなんとしても取れない状況にあるわけです。例えば、仮にこの利水の代替案というものが構築をされて、財政ワーキンググループの方からこれだけの金額がかかりそうだと、概算が出たとします。それは一体今回のプログラムの中で言うところの投資的経費に当たるのか、或いは長野モデル創造枠として対応していただけるのか。そこら辺まずいかがなものでしょうか。要するに、基本的にはこのような河川事業に関するものというのは投資的経費ではないかと思えますけれども、だとすれば、公共の4割削った残りの部分で対処しなければ行けないだろうと、或いは県単の部分でやらなければ行けないだろう。仮に長野モデル創造枠で考えることもできないことはないと思うんですね。なぜならこれは環境を大きく配慮した代案になっているからであります。代案という以上は、いわゆるダムを止めて、ダムに代わる代案を作ろうということで代案を作っているわけですから、そのダムというのは何が行けないかといえ、環境に大きな負荷を与えるだろうということであるんなら側面から考慮して代案を作るというふうになっているわけです。従って、これは環境問題に大きく関与していることではある、利水の問題をやるということは、ということになると、今般出された長野モデル創造枠というのは、いわゆる環境、教育、福祉を重点施策の中で210億を4年間かけてやっていきたいんだということでもありますから、その中の環境の分野に当てはまるのか、どちらになるのかということをもまずご説明いただければ、ありがたいですけれども。

#### 財政改革課

まず第1点でございますけれども、こういう財政改革をしないと、逆にこの委員会でご検討いただいているような事業というのでもまずできないだろうということは私どもとすれば考えております。何とか長野県の財政を均衡させることによって、そういった経費も何とか生み出していけるんじゃないかと。逆に財政再建団体なんかに入ると、そういった裁量の余地というものが一切なくなりますので、非常に難しい事態に陥る。そういうことのないように私ども財政改革推進プログラムを実施に移していく必要があるんじゃないかというのが、まず1点考えております。それと今風間委員からご指摘がありました、一体どこに入るんだということですが、この辺は非常に政策的な判断になるわけですが、私ども財政当局と致しましては、限られた財源の中で効率の良い方法で計画が進められますように、国庫補助事業の導入でありますとか、県単事業の優先的な取り扱いというのをやってということが、まず考えていただけないかということが1点と、もうひとつ今長野モデルの話が出ましたけれども、おっしゃるとおりに知事公約の中の水直しの事業としても位置付けられるのではないかと

いうふうにも考えておりました、これは当然判断があるわけでございますけれども、そんな中でもこういった長野モデル枠を活用するようなことで、何とか総合的な事業の進捗が図れるようには考える術があるんじゃないかと。ただそれもどういった案が出てくるかとか額の大小にもよるんじゃないかと思っておりますけれども、どちらに入るということではなくてその辺のところはいろいろ総合的に使っていけるんじゃないかというところが、私ども考えているところでございます。以上です。

宮地委員長

はい、どうぞ。

風間委員

そういうことで、今日課長さんがお出でになってないんで、しかも知事が直接お答えいただければ一番それはいいんですが、柳沢さんのお答えでそのように若干明るい兆しが見えてきているなと思うんですが、いずれにしろ、投資的経費或いは創造枠のどちらでも対応できるというように対処していきたいというお考えは提示していただきましたんで、大変ありがたいと思うんですが、長野モデル創造枠については、4年間で210億というのは分かるんですけども、その投資的経費の削減によって、4年間で公共が4割、県単が5割という削減の数字は分かっているんですが、それによって残る、要するに使える財源というのは公共はいくらになって、県単はいくらになるかという資料、お手持ちございますか。

財政改革課

皆さんのお手元のプログラムをお開きいただきたいと思いますが、先程ちょっと概要版でお話しを致しましたのでその辺のところがございますが、14ページに財政改革実施後の中期財政試算というのがございます。そこの中の投資的経費の中に直轄、補助直轄、単独、災害復旧というような区分けで金額を提示させていただいております。これは要するに財政改革を実施した場合ということでございます。それぞれ年度ごとに大体このくらいの金額になるといいですか、したいといいですか、見込みを立てているところでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

風間委員

3公共ということでどのくらいの額が単年度ごとに実施されるのかということが、少なくとも3公共だけでもいいんですが、大枠としてお示しいただければと思います。要するに何をいうかという、我々がこれから議論していく上で、今、そのような投資的経費、或いは長野モデル創造枠どちらでも対応できるというお話しいただいた。210億が分かっている。しかし、投資的経費というのがいくら一体財源あるのかということが分からない。どのくらいの余裕が一体、我々の方に回すだけの財源的な余地があるのかどうかということが、部会でもお話しできませんし、或いは財政ワーキングだって大変なんではないかなと想像するんです。で

すからある程度大枠、3公共の中での一部という扱いになると思いますけれども、それでも3公共が一体どのくらいあるかというくらいの数字をお示しいただければと思うんですが。

財政改革課

それでは口頭で申し上げますけれども、試算をしているところの最終予算でございますが、3公共が15年度で1,115億、16年度で867億。17年度、18年度は同じ4割削減で743億というような、あくまでこれはご承知のように決まったわけではございませんけど、試算の段階ではそういった数字を考えております。

宮地委員長

はい。

風間委員

分かりました。そうしますと、1,115億、867億、743億、743億という3公共の枠組みの中にあって、我々の利水の代案というものが実現するかしないかの枠が取れると、こういうことになっていこうかと思うんですが、いずれに致しましても、単年度でひとつのその利水の代案、例えば浄水場を造るといった場合の市町村の負担を県がある程度持つといったようなことになっていくということは、単年度ではかなり難しいのではないかなと思うんですよ。ですから、こういうプログラム案は4年間なり5年間なりという中でやってることですが、15年度でも、16年度でもいいですが、そこから4年間なり、或いは5年間なりというスパンの中で1年ごとに確実に何億という額をその利水の代案の方に回せるのか回せないのか、その辺はどうですか。要するに私が言っているのは、例えば仮に17年度に実施するといった場合に743しかないわけです、3公共で。その中で9つの代案を全部一挙にやるなんてことは、1年でしかもやるということは、それは絶対無理だと想像できるわけです。ですから、たとえ5年に分けても、或いは6年でもいいですが、或いは7年でもいいですよ。少しずつでも代案ができるように努力をしていくということが保証できるかどうかということです。勿論、長野モデル創造枠という枠もあるんでしょうけども、具体的な数値まで求めませんけれども、そのような計画で私どもいていいのかどうかということです。そこら辺はどうですか。

財政改革課

ここでその枠を設けるとか、設けられないとか、結論をここで申し上げるのは勿論無理でございます。今、お示ししました枠の中で、当然先程もお話ししましたとおり、一律カットではなくて、それぞれ重点化をしていくわけでございますので、この作業というのを、今後私どもも関わり、土木部なり関係する部局、或いは知事とも協議しながら決めていかなければなりませんので、その中でこちらの委員会、或いは答申を受けて県の治水・利水案を示す時に必要ということになれば、当然何年計画で何をやるということ、それに必要な財源というのはこの中から確保していかざるをえないんだろうということにはなると思います。今この時点でいくら確保しますからその中で判断くださいよということ、ちょっと申し上げられません。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

風間さんと同じような立場に置かれていて、利水の問題で部会の人たちは非常にお金の問題心配しているわけですが、昨日、駒沢川部会では一応、総務部長見解というのを出したんです。総務部長見解というのが第16回の検討委員会の時に県がそれなりの負担をしていきますよという意味の。その中に脱ダム債というのが入っているんですね。これを見ますと県債はだいたい1,000億くらいという中で、脱ダム債というのはどういう位置付けになっていて、脱ダム債というからには、その脱ダム債で得た財源というのは、これはダムを止めるという選択をしたところに重点的に使われるというふうには考えられると思いますから、そういう意味では脱ダム債というのはどういうふうになっているのか。だいたいどのくらいのことを考えているのか。それからこの県債の中の1,000億の中にあるのか、外にあるのか、そこら辺のところを教えていただきたい。

財政改革課

まず1点、脱ダム債は今私どもの考えている起債の範囲内で考えるべきものであるというふうには考えております。これも借金でございますので、それをやはり安易に増やすわけにはいかないと思います。ただ、脱ダム債を利用することによって、要するに発行形態の多様化という面が生まれるわけございまして、より住民にも理解でき、そして調達しやすい方法ではないかというふうに思います。まず、脱ダム債というのはどんなものかということでございまして、これは知事の公約の中に脱ダム債を発行して云々というくだりがございまして、私ども財政改革課の方で発行というのを検討しているところでございまして、当然のことながら脱ダム債という名前でございますので、先程環境のお話も出ましたけれども、環境に負荷を与えないような形でダムによらない水直し、そういうための事業に充当するための起債であるというのが第1点考えなければいけないと思います。その充当する事業というのは、何でもできるということではございまして、適債事業というのがございまして、その適債性を考慮しつつ、脱ダムのための、例えば河川改修でありますとか、森林整備事業なども一部になると思いますけれども、そういったものに充てるのが適当ではなからうかというのが、今検討しているところでございます。先程お話ししました発行形態なんですけれども、これも案の段階でございまして、今年度から住民参加型のミニ市場公募債というのが発行できるような形になっております。これは、広く一般の方々に証券を買っていただくというような形になるわけございまして、こうしたことによって県債の充当事業にご理解をいただけるのではないかと思います。県民の皆さん、或いは県内企業の皆さんに、そういう意味で事業に対してご理解を賜りながら、ご購入をいただくということが可能になってくるのではないかと考えてございまして、只今、そういった制度も利用しながら何とか脱ダム債というような方式でひとつの発行形態の多様化という意味でいろんな角度からお金を集められる方式を考えているというのが実情でございます。いずれに致しましても、起債というものは国の許可ということがございまして、総務省ともその内容を協議致しまして決定していく必要があるかということは考えております。

それと、藤原先生もう1点ございましたね、ご質問。

藤原委員

どのくらいの額が脱ダム債として考えられるのか。総務部長の説明によりますと、脱ダム債を新設し、水源林を保護するとともに新たな水資源開発の補助制度を確立するというふうになってるんですね。これを私は駒沢川部会でもって、こういうことだと部会の方に説明をしているわけです。というのは、ある意味で言うと、これだけのお金というのは県が支援してくれるということになるわけです。ですから、今、既に治水の面においてダムなしでやっていこうという時に、森林の整備というものがありますけれども、それはこの20ページのところでも森林の整備について重点配分するというので、聞くところによると森林の整備なんかには5割くらい増えるらしいというのがあります。それから、脱ダム債によるお金ということで、治水の問題について、ある程度財政的な裏づけというものを示すことができるわけなんですね。けれども、それが今のところ脱ダム債というのは出しますよと言っても、これについて全然具体的なものがないということになると、こちら紙だけ渡して見せているような感じになってしまうので、少し具体的な話を聞かせて欲しいんですけども。

宮地委員長

部会長さんも本当にお困りになっておられると思うんですが、県の方も来年度の予算の中ではそういうものがある程度見えてくる。

財政改革課

逆に、脱ダム債を出さずにしても、先程申しましたとおり何に充てるかということが問題になるわけでごさいます、こういった目的で出す、ということで脱ダム債と銘打って私も募集してはどうかと考えておりますので、まず事業が固まって、しかもある程度ロットがないと逆に発行手数料の方がかかちやいますので、意味がなくなってしまうということもあります。その辺のバランスの問題もあると思うんですよ。ですから、事業があつてどの程度額がかかる、それについて適債事業も加味して国とも協議した上で、いくらの脱ダム債を出そうというようなことで、私も進める必要があろうかと考えております。従いまして、藤原委員からご指摘のどのくらいの額を発行するかということは、まだ固まらない段階でごさいます。むしろ、先程も申しましたとおり、この起債というのは、発行形態の多様化ということで一般の皆様がダムによらない事業を理解して、それを進めてもらいたいから僕は買いたいよ、私は買いたいよといった気持ちを大切にしようものではないかと思っております。これによって新たなお金が生み出されるわけではなく、あくまで借金でございますので、やはり、返すことも考えなければいけませんので、そういうふうにごささせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

藤原委員

平成14年度だと1,184億円、その中に脱ダム債というのは含まれるということですね。

財政改革課

私ども将来的に予定している全体の発行額の一部というふうにお考えをいただきたいと思えます。

宮地委員長

竹内委員、どうぞ。

竹内委員

今日説明をいただくというので、前回、今日答えていただく要望を出しておいた事項がございます。それは、今の話の中で長野モデル創造枠については、いわゆる5直しの中で、創意工夫してやっていくという話で受け取めますが、前に質問したのは利水、もう既にダム中止が決まっているところの利水者負担金の関係、浅川のいわゆる返還5億5,000万円、その他に利息もあると思うんですが、それから長谷工に関わる上川の問題、これらについては、平成18年度までの試算ですからダブってくると、その場合にどこから出すのかということについて、今回明らかにしてくださいということ、一応前回お願いを申し上げておいたんですけども、その点についてお答えいただきたいと思えます。

財政改革課

今その話ここでお聞きしましたけれども、少なくともプログラム上は新たにそこに加えるというのではなくて、今の額の中から、調達或いは予算化をしていただかなくてはならないんじゃないかと財政改革課の判断としましては、そういうふう考えております。

宮地委員長

はい、どうぞ。

竹内委員

長野モデル創造枠の210億、14ページを見るとトータルの数字ありませんけど、15年度から17年度までは雇用確保を重点的に行うための経費を含むということで、雇用に重点が置かれているということで、そうすると、例えば利息含めて15億円とかいう金額を何年度に支払うようになるか分かりませんが、引いていった場合にかなり厳しい。そうすると、先程の経常的な投資的経費の中から出すということになってしまうわけですが、先程の枠組みの中で新たな代替案を施策としてやっていく場合に、かなり厳しいのかなという率直な感想を持つわけですが、いずれにしてもやりくりしてまかなっていくこと以外ないということですね。

財政改革課

今の段階で私ども、それが必要なものなのかどうかということもちょっと判断がつかないので、どのくらいの額になるのか、その辺のところがあやふやの段階でプログラムの中でその部分はいくらというふう位置付けるわけにも逆にいかないんじゃないかと思えます。竹内

委員のおっしゃったとおり、この全体の中で必要とあらば、措置していく必要があるんじゃないかと思えますけども。

竹内委員

ただね、相手がある話ですから、今日、あとで今後の部会の報告を受けまして、検討委員会として、どの時期に知事に答申出すかって問題も出てくると思うんですけど、そういう意味でいきますと、上川についてもかなり切迫してお話が上がってくるだろうということは、当然相手があるし、予想されます。浅川については、ある程度代替案が固まらなければ、きっと市の方では言ってこないと思うんですけども、ただ率直に返してもらえんのだろうかという話も出てることは事実でして、そこら辺のところはある程度ははっきりしておかないとまずいんじゃないでしょうかということだけは申し上げておきたいと思えます。

宮地委員長

浅川、砥川ももう済んじゃったわけではなくて、まだこれからずっと続く。先程の財政改革課の方のお話を伺って感じたのはどれだけ枠があるのかってところで、ご心配は勿論なんですけど、何をやりたいのかということ強く主張して、それを是非入れろと大きな声を上げるというのが大事なんじゃないでしょうか。

財政改革課

ご覧をいただいたとおり、投資的経費もそうでありまして、事務事業の見直し、或いは人件費の部分も本当にぎりぎりな部分でそれぞれの方にご負担をお願いをしているような状況でございまして、その中でまだちょっと不明瞭な歳出の部分をおの中に具体的に織り込むというのは、なかなか逆に難しいんじゃないかという気がしておりますので、いろいろその辺のご提言を受けてまた検討していく必要があるだろうかというふうに考えております。

宮地委員長

いかがでしょう。個々の事業をどうするかということもありますが、検討委員会が一体これからどこら辺に目標を置くかということは非常に大きな問題になってくるように思いますが、いかがでしょう。そのうち県会でも取り上げられるでしょうし、私どももよく見ながら考えていかなきゃいけないと思いますが、どうぞ。

松島（信）委員

概要の方の5ページの最後。県民、市町村団体等々の対話ということで、意見交換を行い、理解と協力と書いてあるんですが、実際、今やっておる各河川の流域へ県が出向いて意見交換をしていただけるんでしょうか。

財政改革課

この財政改革推進プログラムは河川だけの話でございませぬ。ここで書いている意味は全体のものについて、私ども市町村等々ともお話を今進めさせていただいておりまして、そういう

意味でございますので、特に今回のそれぞれの河川流域の方々と、財政という面で、伺ってお話しをするという予定はしておりません。

松島（信貞）委員

要望があったらどういようように対応して下さるんでしょうか。

財政改革課

プログラムの最後に書いてございますように、一応期限を設けまして、1月8日までに私どもの方にご意見をいただきたいということをお願いをしております。また繰り返しになるかもしれませんが、例えば市町村とはこのプログラム案を出しました12月2日以降、12月3日、12月4日と市長会や町村会とも打ち合わせをしております。この月末27日にも在り方懇談会というような所でお話をさせていただく予定になっております。また、今お聞きするところによりますと、議会の先生の皆様方もいろいろこれに対するご意見を今おまとめをいただいているところだと聞いておりますので、そういった意見を集約しまして、このプログラムそのものを15年度の予算編成に合わせて確定するような作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

宮地委員長

はい、よろしゅうございますか。この問題、決して片づいたわけではございません。むしろ、大きな問題があるということ、だんだん深刻な問題として受け止めなければいけないという感じが致しておりますが、いかがでしょう。1時間ちょっと過ぎました。本日の財政改革課の方のお話は、これで一応終わりにしてよろしゅうございますですか。

風間委員

ちょっと、すみません。確認だけしておきたいんですが、今日五十嵐先生も途中でお帰りになったし、高橋委員もいませんので、きちんとしておかないといけないと思うんですけども、そうしますと、利水の代案を作成するに当たって、投資的経費はこれだけ削減されてしまうけれども、この5年間或いは4年間の中でこれだけの経費は県としては用意していて、その中であって、単年度としてのこの代案の構築というのは無理だけれども、複数年に渡っての計画であれば、それは徐々に予算化していただけるということの約束はしていただけますか。

財政改革課

それはもう必要なものであれば、これは当然、議会を通らなければいけないわけですが、必要だけれども、必要なものであれば、予算枠の中で重点化をして配分する必要があるだろうというふうに考えております。

風間委員

高橋委員がいませんので、やはりきちんとその辺は言っとかなきゃいけないと思いたんです。



宮地委員長

他に何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、どうもお忙しいところありがとうございました。

財政改革課

ありがとうございました。

宮地委員長

それでは、ちょっと今の話は大変深刻な話でございますが、途中だった薄川の計画についての報告の方へ戻らせていただきます。報告自体はご説明をいただいたんですが、奈良井川水系の現況という資料の方のご説明を、ひとつお願いを致します。

奈良井川改良事務所

奈良井川改良事務所です。奈良井川、薄川の小グループの第1回から第5回の要点について順次説明したいと思います。資料を見ながらの説明になりますので、すいませんが座らせていただきます。資料の3の2をご覧くださいと思います。まず第1回の小グループでは奈良井川水系の現況、改修状況等の資料ということでお手元の1ページから7ページまでに付けて提示してあります。これについては、以前の検討委員会等で出された資料が大部分であります。それから、8ページ、9ページにつきましては、今まで計画の基本高水の算出方法の資料を付けてあります。続きまして、11ページから13ページまでは大仏ダム中止の経過の資料というのを添付しておりまして、ここまでが第1回になります。午前中の報告の中とだぶりますが、基本高水の当初の考え方、8ページ、9ページについてご説明したいと思います。基本高水流量の決定フローということで書いてあります。概要のみでお話ししたいと思います。計画規模につきましては、社会的、経済的な重要度が高い地区でありまして、本川、奈良井川それから、田川等の計画規模と整合を図り、計画規模は1/80ということで計画しております。2番目の水文資料ですが、大正12年から平成6年までの72年間5箇所の観測所のデータを収集しております。3番目の計画降雨量の決定ですが、先程の収集したデータから80年確率の計画降雨量をトーマス法で出しまして、160mmという数字。これトーマス法が適合度が良かったということです。4番目としまして、実績降雨群の抽出ということで、こちらの方は大正12年はありませんで、時間雨量存在しますのが昭和30年からになりますので、それ以降のデータを先程の計画日雨量160mmに伸ばし、その引き伸ばし率が2倍程度以下となる降雨18洪水を代表降雨としております。5番目に計画降雨パターンの作成ということで、先程抽出されました18洪水を計画雨量160mmまで引き伸ばしております。引き伸ばし手法は型を採用しております。続きまして、9ページの流出解析になります。流出解析の手法は貯留関数法を採用しておりまして、薄川においては、ダム直下の厩所地点で、昭和56年より流量の観測を実施しておりまして、そのデータを用いて貯留関数モデルの定数を検証しております。ここのハイドログラフのピーク流量は薄川の田川合流地点における流量を示しております。7番目の基本高水流量の決定ですが、先程のグラフの中より、ピーク流量が一番大きくなる昭

和36年6月28日の574mm、これを通常丸めまして580mmという形で基本高水を決定しております。続きまして第2回小グループの資料に移らせていただきます。資料の15ページからになります。先程午前中の報告にもありましたように、松本の市街地は地質が良くないということでありまして、調査ボーリング等を田川、薄川の河川沿いに行っておりまして、その調査結果についてここで説明した資料を付けております。資料の14ページを見ていただきたいんですが、これが調査した範囲でありまして、図面的には上の方が北になっておりまして、中央のところ、松本と書いてあるところが松本駅になります。左側を上の方へ流れているのが、奈良井川本川になりまして、3つの枠で囲まれているのが田川になります。あと、ピンクで横に横断しております11の部分が、これは松本の建築士会で作成しました松本平地盤図2000というボーリング資料を元にしまして、参考に地質断面を書いてみたものであります。次のページをご覧くださいと思います。これは地質構造で、土質層の説明をしておりまして、松本の市街地につきましては、粘性度、それと砂礫層の互層状態で体積しております。そしてその連続性がない部分が多いということでありまして、これら今回の調査の中では、粘性度と砂礫層の部分が互層になりますので、それぞれ番号を振ったような形でつけてあります。次の16ページは田川、平面図の左が奈良井川の合流になりますが、田川の奈良井合流から女鳥羽川合流までの間になりまして、赤い丸印をしてあるところが調査ボーリングの位置になります。調査箇所は河川内の部分で調査をしております。それから、平面図の下にあります断面図ですが、右岸、左岸と書いてありますが、これが河川方向に切りました地質の断面図になります。次の17ページは先程の続きになりまして、女鳥羽川の合流からJR松本駅の裏までの部分になります。これも先程と同じような形です。次の18ページですが、これはJRの裏から薄川合流点になりまして、この中でお示ししてあるように薄川については2箇所しかまだ現在調査は行っておりません。その続きの19ページが先程話をしました建築士会でボーリング資料に基づいて松本駅付近を中心に横断で書きました想定断面であります。参考図です。以上が第2回の小グループであります。続きまして、第3回の薄川小グループでは先程の報告の3ページでも説明があったかと思いますが、24時間雨量と最新データによる再計算ということが第1回で提案されておりますので、それによる試算を行っております。先程これについても説明がありましたが、見直し内容をもう一度説明をさせていただきます。資料につきましては20ページからになります。水文資料の収集につきましては、5箇所のところまでデータを取りまして、時間雨量のデータが揃っているのは昭和30年以降になりますので、平成12年までの45年間のデータで検討しております。計画降雨量につきましては、適合度が最も高いガンベル法から決定しまして、80年確率で、201mm/24hという数字になっております。実績降雨群の抽出ですが、時間雨量の存在する昭和30年以降の降雨より計画日雨量、只今の201mmに対する引き伸ばし率が2倍程度以下となる降雨と、先程報告しました今までの計画の時に用いた18洪水、合わせた31洪水を対象としています。計画降雨パターンの作成になりますが、先程の201mmを引き伸ばすわけですが、今回の場合は前回と同じように一定率で伸ばす型と洪水到達時間2時間になりますが、その部分を先取りして引き伸ばす型の2種類で行っております。抽出解析の結果が21ページ以降ありまして、最初に型の資料が21ページからハイドロのグラフがついておりまして、型引き伸ばし結果が25ページについておりますが、最大が昭和34年8月の491mmという数字になりました。続きまして、

型も次の26ページからグラフがついておりまして、30ページに結果がついておりますが、最大が34年8月13日の474m<sup>3</sup>/sということになります。なお、この資料の21のところの490m<sup>3</sup>/sというのが棄却してありますが、これにつきましては先程言いましたようにピークの2時間を先取りする関係で降雨時間が短い場合には前後の量の少ない方が逆に引き伸ばしが増えるというような不自然な形になりますので、これは棄却という形にして採用してありません。以上の形で小グループの中では基本高水474で一応考えて、次回に河川改修案を出すということになっております。続きましては第4回説明しました今の474に対応する河川改修案についてご説明したいと思います。資料の33ページ以降についておりますが、最初に36ページをご覧くださいと思います。これが薄川の航空写真になりますが、複断面になっている部分がありまして、左の写真の中林橋、上の方になります。それから、真ん中の写真の金華橋、この間は複断面で河積がありますので、今回の対象からは除いてあります。左側の写真の7逢初橋から上流は今までのダムカット350m<sup>3</sup>/sの計画で改修は済んでおります。その下流7から下流0の間は350m<sup>3</sup>/sでの改修はまだ行われておりません。そして今までの計画では、田川の河床下げにともない合流点から3までの区間は既設護岸を取り除き、現在1割5分ですが1割にして積み替える計画になっております。それから、3から7の間については、根継工ということで今までは計画をしてあります。今回の改修計画案についてですが、33ページに戻っていただきたいんですが、ここが先程の下流工区の部分になります。この区間の基本的な考え方としましては、住宅、ビル等河川際にたくさんありますので用地の確保が難しいというふうに考えられますので、可能な限り河床を下げ、不足部分だけは河川の拡幅ということで計画しております。もう一度戻って、後ろ35ページをご覧くださいと思いますが、縦断面図になりますが、左下の田川の合流点0がありますが、このところで当初、中条橋のすぐ下に落差工があったんですが、この落差工を止めまして、上流の右の方、13+70落差工というところへもって行きまして、この部分を掘下げて河積を拡大するように考えております。もう一度33ページに戻っていただきたいと思います。左の方、中条橋と書いてあるところが合流点、下側が田川との合流になりますが、その中条橋のところ0から3までにつきましては、先程お話ししましたように350m<sup>3</sup>/sの改修も済んでおりませんので、今回も護岸を取り壊して、一応、1割5分の勾配を1割にして河川改修するわけですが、今回河床を下げてはまだ断面が少し足りませんので、一部拡幅が出てくるようになります。3から7の区間につきましては、この区間もまだ未改修であります。元の計画でも護岸を掘下げ、根継ぎする計画でありまして、今回先程言いましたように落差工を上にもっていったことによって、根継工を深くする対応で、それでのめるということです。なお、橋梁につきましては本庄橋と栄橋については改修済みであります。掘下げになりますので橋脚の根入れが不足するため、架け替えが必要になります。逢初橋については、もともと改修に合わせてありませんので、当然架け替えが必要になって参ります。7から13+70までの区間につきましては、先程の350m<sup>3</sup>/sの改修済みになっている区間でありまして、今回計画箇所に定める護岸の根入れをまた掘下げする形で断面を確保したいと思います。その中の橋梁につきましては、薄川橋、石井橋については改修済みであります。これも同じ橋脚の根入れが不足するため架け替えが必要になってきます。下流については以上です。続いて上流工区の説明に入ります。34ページをご覧ください。この区間は先程の350m<sup>3</sup>/sでの改修は

完了しております。この区間には落差工、取水工等がたくさんありまして、また橋梁の高さが余裕高いっぱい架けてあるということで、縦断計画は現況のままとし、不足分は住宅地等のない護岸側を主に拡幅計画としております。この中にあります橋梁、八竜橋、川久保橋、御嶽橋につきましては、河川拡幅のため、架け替えが必要になって参ります。それから第4回の中でもうひとつ37ページの資料があります。実測雨量データによる検証ということで、これはダム直下厩所地点で20年間の水位からの流量を出したのがありまして、それを元に合流点の1/80の雨量を試算してるということでやったものでありますが、これも先程の報告にもありましたが、下の方に235というような数字が出てますが、相当小さい数字になっております。この理由としては20年間という期間が短かったこと、それから、その中に大きなデータがないために、この曲線が立っているような形に、右の方に傾かなかったということが考えられるかと思えます。以上で第4回終わりまして、第5回小グループ、41ページを見ていただきたいと思えます。第5回小グループでは薄川治水対策における課題について話をしまして、ここに資料がつけてあります。その他に42ページに薄川に関連する下流、田川の河川改修、今までの河川改修の考え方について説明をしております。先に田川の方を説明させていただきます。田川につきましては、凡例にもありますように、黒く着色された箇所が改修した箇所でありまして、緑で着色された部分が未改修部分になります。河川に書いてありますぎざぎざが護岸を示してありまして、緑色のぎざぎざの箇所の護岸を取り壊し、勾配をきつくし、河床の掘下げを行う箇所になります。黒いぎざぎざの箇所は、今ある護岸を利用し根継ぎを行う箇所、掘下げを行う箇所になります。田川の奈良井川合流から薄川合流までの約1.6kmについては、右下の縦断面図にもありますように今ある護岸1割5分でありまして、これを取り壊し1割にして、河床も掘下げ、場所によっては若干の拡幅というような形になっております。なお、河床の掘下げについては約2m前後というようなことで考えております。41ページの薄川治水対策の課題については先程報告書の3ページの方で取りまとめた内容については記載され、報告されておりますので、ここではちょっと省略させていただきたいと思えます。以上第1回から第5回まで小グループの資料の説明を終わらせていただきます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。回数は5回くらいでございましたけども、こんなふうにとめました。今日初めてご覧になる委員が大分いらっしゃると思えます。どうぞ、お願い致します。

#### 森林保全課

資料の31ページをご覧ください。第1回の会合で松島(信)委員さんの方から薄川の右岸の崩壊地についてご質問ございました。これに対しまして、1962年と1999年の空中写真を使いまして、ご説明申し上げました。まず1962年の写真、お手元31ページをご覧ください。この時には向かって右の上の方に、薄川の支川になりますけれども、ずいぶん上に崩壊地がございます。また薄川本流の右岸の方にも随分、崩壊地がございます。1枚捲っていただきまして、1999年、32ページになりますけれども、平成11年の写真でございます。この写真を見ていただきますとですね、ずいぶん崩壊地がなくなりまして、若干右の上の方に崩

壊地を残すのみで後はほとんど森林に覆われています。なお、この上流域の森林の占める割合は約93%になっております。崩壊地の割合は0.3%でございます。そういう報告をさせていただきました。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。以上薄川の資料のご説明ですが、初めてご覧になる方もあるかと思いますが、どうぞ、お気の付いたことおっしゃってください。

竹内委員

いわゆる、基本高水流量につきまして、奈良井川水系全体の中で見直しをして、また手法も若干違うわけですが、見直されて、奈良井川水系全体の中で位置付けていくというのは、犀川との合流点の基本高水流量については、国が定めている問題であり、他についてはそれぞれ全体の中で妥当性というか整合性を図りながらやっていくというふうに私は解釈したわけですが、それについては今後残る課題も他の水系では出てくるというふうに思うわけですが、その点についてはよろしいのかどうか。将来的な対応も含めて、その辺幹事に確認しておきたいというのと、もう1点今河川改修案についてそれぞれお話をいただいたわけですが、特に隣の松本、この間も私、土木住宅委員会で、石坂委員も一緒に行かれましたが、見せていただきまして、大変親水性といいますが、大変素晴らしく女鳥羽川も整備がされていまして、市民の皆さんの憩いの場といいますが、観光にも大変調和しているなという印象をもって、うらやましく帰ってきたわけですが、薄川の方もそういう意味ではところどころ公園的に整備されたり市民の親しみの場として大分親しまれているのかなと思いますけど、今回の検討に当たって、そうした新しい改修案というのは、そういう親水性といいますが、そういうものにも配慮される余裕があるのかどうか、またその辺は検討されたのかどうかその2点だけお聞きしておきたいと思います。

宮地委員長

これは、幹事、お願い致します。

奈良井川改良事務所

今の親水性の件でございますけれども、これについては具体的なものは出ておりませんが、当然今の河川法の第1条で河川の整備と保全ということで規定されておりますので、それについては考えていきたいと思っております。それと最初の質問は今の条例的なものとか制度的なものということでございましょうか。奈良井川水系全体の。

竹内委員

全体で見直しを図るということですから、今回ここで決めても他の河川、その他整合性含めて少し検討しなければいけないことがあるんじゃないでしょうか、ということをおしよげたんです。全体の水系の中で。

奈良井川改良事務所

そうですね。今の奈良井川水系全体で河川整備計画を立てていかなきゃならないものですから。それと今回薄川について、一応ダムなしで見直しということで、今基本高水を見直して、全体の中でもう1回再検証をしていこうということでございます。最終的には全部の流量配分を見ながら検討していかなきゃいけないということでございます。

竹内委員

それは、検討を今後していくことについては見通しを一応事務方としては持っているということによろしいですね。整備計画の見通しがあるということによろしいですね。

奈良井川改良事務所

薄川を方向付けていただければ、全体を見直していくという形でございます。

竹内委員

分かりました。

宮地委員長

藤原委員、どうぞ。

藤原委員

あの基本高水のことでお聞きしたんですけども、たぶん30ページのところの計算結果が基本高水の計算なっていると思うんですね。それで先程の説明ですと昭和62年の490m<sup>3</sup>/sというのは棄却をする。そして昭和34年8月の474m<sup>3</sup>/s、これを丸めて480m<sup>3</sup>/sということにすると、ここで10m<sup>3</sup>/sの差があるわけです。下の方を見ますと昭和46年に146m<sup>3</sup>/sというのがあるんですね。そうすると、これは浅川の時にも砥川の時にも問題になったんですけども、この基本高水が3倍なんですよ。そうすると146と474という3倍というのは大熊さんの言葉を借りれば 科学的な数字とは思えないというふうなことを言われていて、そしてそこで、基本高水は選択の問題だと、カバー率100%を取れば、474かもしれないけれども、河川砂防技術基準(案)によれば50%を超えればいい、60から80%くらい、主要な1級河川の場合には60から80%の中に入ればいいというふうに理解をしているわけです。ところがこれは100%取っている。浅川の場合も100%ではなくて、大体一応最大ということで80%くらい取っていると。それで今度の場合、今ちょっとここで見ただけなんです、400っていうのはこの昭和34年の474m<sup>3</sup>/s以外には後410m<sup>3</sup>/sというのがあるだけなんです。300代というのは、20近くあるんですよ。350というのを例えばここに取ったとすると、カバー率がだいたい90%くらいになると思うんですね。そうすると、カバー率のことを考えてむしろ基本高水というのはこの場合は350m<sup>3</sup>/sというのが妥当だというふうな感じがするんですね。これを480に上げてしまっただけでカバー率100%でやるというのは、今までの基本高水というのは選択の問題でカバー率100%じゃなくて、もっと妥当な数字にしようということがあったわけですよ。

そうすると350 m<sup>3</sup>/sをなぜ取らなかったのか。350 m<sup>3</sup>/sを取ったって、多分カバー率90%くらいになりますよね。そうすると最初のあの計画でダムを造って、カットして350くらいの流量にするということから出るとすれば、350 m<sup>3</sup>/sを取って対応していた方がむしろ河川改修その他を考えるのも現実的な考え方になるんじゃないかと思うんですよね。ですから、なぜ、この場合に480を取ったのか、そこら辺のところはどうなんですか。

宮地委員長

高田委員、どうぞ。

高田委員

これ10ページを開けていただけますか。10ページに書いてあるのが当初の基本高水580 m<sup>3</sup>/sの根拠です。ご覧になって分かるように580というのは突出しています。ですからカバー率100%を取らなかったら370と380にすぐなるんです。これは一目であんまりやと私は思いました。今、藤原委員の言われたことですが、39ページを開けてください。この再計算で型引き伸ばし方式の結果を算出洪水量の大きい方から全部並べました。今、幹事の方から言われたようにこの一番左の590 m<sup>3</sup>/sというのは雨の伸ばし方が矛盾しているのでこれは棄却、そして3番が474 m<sup>3</sup>/sになっているわけです。これも私は大きすぎるんじゃないかと思ってます。つまり、カバー率100%の値です。そうしますと、今、藤原委員が言われたように380 m<sup>3</sup>/sくらいから350 m<sup>3</sup>/sくらいずっと並んでまして、大勢は、大きく取って400くらいじゃないかと思うわけですね。ですから、そこはいくらに取るかというのは、まだ薄川のグループとしては基本高水の課題は残したままです。今、幹事の方から改修工事の断面の説明がありました。もうひとつの問題はこの資料のどこかに粗度係数の値、この流域の粗度係数の値が全部書いてあります。この薄川の粗度係数が0.035になっています。この粗度係数は河床の状態、護岸のでこぼこの状態で決めるんですが、例えば砥川では0.03。4ページの表の下、大小の表があります。一番上の表の一番下に粗度係数があります。この粗度係数をいくらに取るかというのは、これも非常に判断がいるんですが、砥川の場合は0.03を取ってました。ここでは奈良井川とか田川は0.03を取ってまして、薄川だけがなぜ0.035になるのかちょっと分かりません。もし先程の474 m<sup>3</sup>/sの基本高水にして、粗度係数を0.03にしますと、水位から言うと400 m<sup>3</sup>/s相当の水位になるんです。ですから、この当面の計画から言いますと、まだかなり考えていく余地はあります。先程この地盤状況の話がありましたが、この河床掘削というのは、松本市内の地下水位が結構高い、扇状地の一番末端くらいで非常に高い。その市内で井戸を使ってる方が結構おられる。それで護岸に透水性を持たせてしまうと地下水位が下がってしまって、利水に支障が出る可能性がなきにしもあらずです。それで護岸を不透水にすると深い掘削の場合は水圧をもちに受けますので、かなり厳しい設計になってしまう。そういうところで現状の河川の敷地内で掘削すれば流れることは流れるんですが、今申し上げたようなその辺のところ詰めていかないと、最終的な断面はできないと私は思っています。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。高田委員は薄川の小グループのメンバーでございますので今のような話は小グループの中でも出ておりました。幹事会の方から何かそれについてご発言はございますか。そうですか。この報告書にも書いてございますように、最後5ページのところに、基本高水474m<sup>3</sup>/sに決めたわけではないと申し上げているわけです。その中には、例えば今高田委員が仰ったような粗度係数の問題もあるだろうし、単に雨量だけについてやったら、とにかくこうなった。だからこれを目安にして改修するだけでも何とかかなりますよというのが、この報告の骨子なんでございます。ですから全体の中で考えていく時に、この基本高水がもっと低くてもいいという議論も十分あり得るだろうと私は思っておりますが。そういう意味でございます。多分、今日まだご覧になったばかりで、分かりにくいかもしれませんが、決してお答えとしては474をカバー率100で取ったということではございません。どうぞ。

藤原委員

そういうことだと、先程高田さん400くらいじゃないかと仰ってましたけども、350で、これ大体カバー率でいうと80%超えるんじゃないかという感じがするんです。それで考えたほうがいいんじゃないかと思えます。一応、提案です。

宮地委員長

分かりました。この報告ちょっと他の方とは違う感じを受けられるかもしれませんが、要するに薄川の計画というのは奈良井川水系全体で考えておることがございますので、田川の改修の問題も絡んでいきますし、これから案をちょっと練り直さなきゃいけないという状況だろうと思っております。ただ、そういう中で今のようなご意見ございますれば検討委員会の方の意見として、そういうことを付け加えることは十分可能だと思っておりますけれども。これはまだ先の長い話でございまして、この報告にも書いてございますが、河川改修は下の方からやっていくのが原則だと。田川の方からやっていくと上の方に行くには大分時間もかかるというような状況もございますけれども、ただ薄川の場合はダム計画がなくなりましたんで、全体計画の基本方針を示す必要がある。そういう立場からこの報告を書いているわけでございます。どうぞ。

高田委員

ついでに言いますと、基本高水の問題というのは常に問題になる。先程、薄川の現況の流下能力、部分的には5年確率10年確率ということになっているんです。それは勿論余裕高を入れた話ですが、それにしても5年に1遍、10年に1遍、ここは余裕高それほど大きくはないんですが、かなり堤防に近づいた出水に遭っているかということです。多分ないと思えます。ですから、やはり基本高水が大きいので、それに合わせて河川改修だけで吸収しようと思ったらとんでもない断面になるだろう。先程から出ていた財政の問題にも直にぶち当たってしまう、そういう気が致します。



宮地委員長

いかがでしょう。ご意見伺いました。この話は次回以降の検討委員会でこの案、報告をどう取り扱うかということに議論が移ると思います。つまり小グループから考え方を出したんで、後は検討委員会で細かいことを検討していただくという方針だろうと思いますがいかがでしょうか。藤原委員、そういう方向でよろしゅうございますか。よく読むといろんなことが出てくると思います。よろしゅうございますか。それでは薄川の問題は、一応次回以降の検討委員会で中身をいろいろ考え、上川と同じような方向で考えていくということとしたいと思います。それでは話がもうひとつ残っておりまして、郷土沢川の部会報告がまとまっておりま

す。

竹内委員

30分ちょっとかかるかもしれません。

宮地委員長

なるべく早く切り上げていただいて4時までに終わりたいと思っておりますが、この後の議題としては用意したものはございませんので。

竹内委員

続けてよろしいですか。

宮地委員長

30分で終わっていただければ10分間休憩取れると思います。

竹内委員

質問が出なければ大丈夫だと思いますが。

宮地委員長

それでは、ちょっと疲れ気味ですので3時まで休憩を致します。時間厳守で始めたいと思いますのでよろしく申し上げます。

<休憩>

田中治水・利水検討室長

それでは、休憩前に引き続いて審議をお願いしたいと思います。それでは、委員長お願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、郷土沢川の報告をお願い致します。

## 竹内委員

それでは、私の方から郷土沢川の部会報告、最終ですけれども報告をさせていただきます。先般、12月21日に最終の部会を行いました。終わってから大雪が降りまして、幹事の皆さんはじめ、私もそうですけど、帰ってきたのが夜中の12時を回っていたということで敬意を申し上げますというふうに思います。郷土沢川部会の報告書をご覧いただきたいと思いますが、まず私の方で、経過の概要だけはじめに申し上げて、その後、幹事の方から治水と利水に関する対策案についてご説明をいただき、それで最後に私の方から課題とまとめということで申し上げますというふうに思っています。平成14年4月22日の第1回から15回の部会と1回の公聴会ということで開催を致しました。豊丘村の特に上水道について、特に北部、南部及び堀越長沢簡易水道にて構成されているわけですが、特に生活貯水池である郷土沢ダム計画に関連する北部簡易水道について現在は4箇所の井戸水を水源としておりますけど、これらすべての井戸水から硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が検出されている。一部の井戸水は濃度が高く、水質基準を超過しているということで、特に利水に関して審議が集中したという内容になっております。その後、部会における検討事項と致しまして、ここに掲げてあります治水、利水、環境の視点に立ちまして審議を行いました。特にこの検討委員会から提出されました論点整理に対して、更に委員の皆さんから出されました課題について、詳細に検討を重ねて参りました。4ページをご覧いただきたいと思います。その審議内容と論点の検証ということですが、上水道計画につきましては、認可計画について、豊丘村で計画しておりました給水量の検証を行いまして、給水量1,750m<sup>3</sup>/日ということの妥当性を部会として確認を致しました。それから中水の利用という観点で、特に豊丘村の場合は井戸水などを大変有効に使っているという歴史があるわけですが、そうしたことの検証。それから松川町との境にある1級河川、間沢川を水源とする提案や水質調査を行い、新たな水源を探索する検討。それから、利水専用ダムに対する検証。財政的負担も含めてですけれども、それから砂防堰堤からの取水を含めての検討。硝酸性・亜硝酸性窒素を電気透析法で除去できる施設の検討。こうした観点から利水対策については検討を致しました。次のページをご覧いただきたいと思います。5ページですが、そうした検討の中からまとめた中身ですが、硝酸性・亜硝酸性窒素に汚染された地下水の水質改善、これは地下水そのものの改善策というものはないのかどうかというようなことも検討致しましたが、各務原市などの例もございまして、これは検証段階であるということで、具体的な方法が確立された場合には今後取り入れる必要があるのではないかということ。また、当然水質汚染の原因、現状では農薬などによる汚染ということが言われているわけですが、その究明を今後行う必要があるということ。それから、これは最後の方で出てきたわけですが、電気透析法にて井戸水から汲み上げたものを処理する施設が特に九州或いは沖縄などで設置されている例があるということで、その検証を行って、積極的に活用する必要があるのではないかというようなことが確認されました。それから、の田中知事の公約にある水直し、県の新たな水源開発の助成制度による支援を要請すべきであるというようなことが確認されております。あとはご覧をいただきたいと思います。洪水対策、後で基本高水に関わる課題についても出て参りますけれども、治水安全度を30年ということを確認を致しました。なお、36災害についてだいが地元の皆さん危機意識を持っておりまして、それについてはどうかという話があったんですが、概ね200年の確率規模ということでございまして、

いわゆる基本高水についての検証の中では1 / 30になった経過は、それは棄却されているということの確認がされております。それから、代替案の検討に当たりましては、主な地点の流下能力を検証し、中流域から下流域までの河道改修方法を検討致しまして、できるだけ人家などが移動しない、或いは安価で対応ができる方法がないかというようなことの検証を致しました。これについてはあとで治水に関わる代替案として幹事の方から詳細に説明がございますので、割愛をさせていただきます。続きまして、土砂流出抑制策ですけれども、地質が弱いというようなことの中で、ダム湛水池周辺の地質について花崗岩の深層風化帯であって、早急に風化するし摩擦しやすいということについては確認がされました。これは堆砂の関係も当然ございます。それから、上流から下流への全流域に渡り、竹林等の倒木に対する対策を講じ土砂流出対策について行う必要があるのではないかとということが確認をされました。それから、森林保全についてはそれぞれ現地調査などもし、国有林についての管理者からの説明などもいただきながら検証したわけでありまして、詳細は割愛致しますが、森林の持つ保水能力は治水・利水面で一定の効果があり、森林保全については十分力を今後入れてくべきであるという確認が行われております。基本高水流量につきましては、先程治水安全度については申し上げましたけれども、いわゆる基本高水流量は基準点中平地区で138m<sup>3</sup>/sとするということの確認が行われました。それから、ダムによる場合の水道水に対する水道料金等の関わりについて財政のところにはいきますけれども、ダムによる水道取水の場合には、当面基金の活用で水道料金の値上げは考えていないという豊丘村からの回答がございまして、確認を致しました。それから、評価監視委員会の方向付けがされてるわけですけれども、これについては8ページのその他の になります。ダム湛水池の表層崩壊対策は評価監視委員会の指摘事項でもあり、ダム建設の場合には検討する必要があるということで、部会としても確認を致しております。具体的に対策案につきまして、以上の結果踏まえまして、幹事の方からご説明をまずしていただきたいというふうに思います。

宮地委員長

はい、それではお願いを致します。

飯田建設事務所

郷土沢川部会報告の治水対策につきまして、飯田建設事務所よりご説明致します。パワーポイントをご覧いただきますが、お配りした資料では、資料6の2でございます。資料6の2の1ページにつきましては、ダム計画の概要を示してございます。部会報告の治水対策案では、A案とB案及びC案の河川改修がございまして、A案の「多目的ダムと河川改修」の河川改修は前回は説明させていただきましたが、堤防を2割勾配の引堤とする計画でございます。ここでは、部会が提案したB案及びC案の河川改修についてご説明致します。部会での改修方針は次のとおりでございます。目標の治水安全度を1 / 30とする。安価で応急的な河川改修案を作ること。現況の護岸を極力活かすこと。家屋等の移転を極力なくすこと。以上の方針で進めました。芦部川の全体図でございます。図の左側に上から下方向へ天竜川が流れております。芦部川の中流域で長沢川と合流しております。上流部では郷土沢川と合流しております。次お願いします。今の赤い図面を拡大致します。まず芦部川の下流域でございますが、芦部川平面図

(1)ですが、この平面図は公聴会の資料として作成したものでございます。図面の右側ですが、河川の右岸側に旗上げしている区間がB案及びC案の改修区間です。また、下側、河川の左岸側に旗上げた区間がA案の改修区間でございます。改修区間の箇所は基本高水流量に対して流下能力が不足する区間を対象とし、背後地の土地利用等を勘案して設定致しました。次をお願いします。下流部のA区間でございます。天竜川の合流点から主要地方道伊那生田飯田線までの区間は河川に家屋が近接し、背後地は人家や工場、役場などの施設があります。堤防は築堤構造になっている区間です。改修計画では護岸勾配を現況の5分勾配から1割勾配に引堤をし、堤防の天端を3mとする改修案でございます。次をお願いします。次がその上流のB区間でございます。B区間は背後地が田や畑で掘込みの河道の区間でございます。現在の護岸を嵩上げて3mの堤防幅を設けております。次をお願いします。その上流部分C区間でございます。C区間も背後地が田や畑で掘込み河道の区間です。右岸側は既設の護岸がありまして、現在の護岸を嵩上げし3mの堤防幅を盛っております。次をお願いします。続きまして、中流部に移ります。D区間も前回、C区間と同様に背後地が田畑で掘込み河道の区間でございます。右岸側は既設護岸がありまして、現在の護岸を嵩上げし3mの管理幅を取るという計画でございます。次をお願いします。最上流部でございます。E区間も同様に背後地が村道や田畑でございます。F区間なんです、一番上流のF区間は、堀越砂防堰堤の上流部の堆砂敷に位置しております。背後地としては、山間地で氾濫が起こっても、洪水は砂防堰堤で収束すると想定されるので、部会では改修区間には入れないということと致しております。以上が説明でございますが、この改修案策定に当たりましては、200m間隔程度の横断図と1/5,000程度の平面図を用いております。よって実施計画に当たっては、改修延長や工法が変わる可能性があります。以上が治水対策のB案及びC案の河川改修概要でございます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

竹内委員

続いて利水の方をお願いします。

食品環境水道課

食品環境水道課です。それでは、利水の案につきましてご説明致します。資料6の2の10ページをご覧ください。水量配分案ということで3案記載してございます。まず真ん中の網掛けの部分からご説明致します。ダムによる案と致しまして郷土沢ダムによる水道水源の確保ということで豊丘村北部簡易水道ということで、郷土沢ダムより1,000m<sup>3</sup>/日、既設の井戸4基より850m<sup>3</sup>/日により、計1,850m<sup>3</sup>/sを取水するという計画でございます。南部簡易水道と致しまして、現在ある井戸4基を使わずに虻川から河川水として1,000m<sup>3</sup>/s取水するという計画でこれが1案でございます。次にダムによらない案と致しまして、南部簡易水源の一部を利用ということで、北部簡易水道について林第2水源、これ井戸ですが、これが硝酸・亜硝酸性窒素が高いということで廃止致しまして、残りの3基の井戸で、650m<sup>3</sup>/日取水し、不足する1,200m<sup>3</sup>/日につきまして、430m<sup>3</sup>/日については南部

簡易水道の方の虻川からの取水分を浄水致しまして、飲める水を南部から北部に送水管を設置致しまして、430m<sup>3</sup>/日流用する。そして、更に不足する770m<sup>3</sup>/日については、2基の井戸を掘削し対応するという案でございます。北部の井戸につきましては、先程硝酸・亜硝酸性窒素が高いということから井戸についてはすべて5基について除去装置を設置していくという案でございます。それで南部簡易水道につきましては、供野、小園水源、これ井戸ですが、この2基を使うことにより1,000m<sup>3</sup>/日確保していくという案でございます。もう1案、ダムによらない案の3案ですが、新たな井戸による水道水源の確保ということで、北部簡易水道については、林第2水源が廃止されることにより不足する1,200m<sup>3</sup>/日について4基の井戸で対応していくということにより、7基の除去装置を設置していくという案でございます。南部簡易水道につきましては、これはダムによる案と同計画、1,000m<sup>3</sup>/日ということで案として考えております。なお、下の点ですが、この水量配分については、あくまでも概算であり、検討を進めていく過程で変更の可能性があります。また、井戸の掘削の位置については仮定した位置であり、現在未定であるということです。以上です。

#### 竹内委員

はい、ありがとうございました。続きまして、私の方から申し上げたいと思います。報告書の9ページをご覧いただきたいと思います。今ご説明いただきました案に基づきまして、当時、公聴会の時にはまだ一定のものはまとまっていなかったわけですが、利水に関わる財政の課題を除いて、皆さん方に意見を聞きました。その利点も欠点もここにまとめてございますが、これは後でご覧いただきたいと思います。公聴会につきまして、19人の意見、提言をいただいたわけですが、ダムによらない治水・利水を望む住民の主な意見は12人、そして、ダムによる治水・利水を望む住民の主な意見は7人ということでした。そういう中で、部会としていろいろ話し合い、まとめた課題についてこれから申し上げたいと思います。まとめですが、11ページですが、前回財政ワーキングの報告がされていますが、主な点だけ申し上げますと、費用比較については、ダム案について治水対策の概算費用を試算するとダム建設費は96億円、河川改修17億円、合計113億円でございます。この内、財源は国庫補助分と交付税分を合わせて、約80億円、県の負担分は約32億円、その他利水者負担金、豊丘村は約1億円でございます。県単独で実施した場合は、国庫補助、交付税合わせて69億円、県の負担分43億円、利水者負担金1億円ということでございます。それから利水対策について、初期投資についてはダム建設に関わる利水者負担金及び新設費約24億円、財源として国庫補助、交付税措置合わせて13億円、県の補助分と利水者負担金11億円ということになります。100年の部分は後の表の部分で比較をしてございますのでご覧いただきたいというふうに思います。

ダムによらない案、B案ですが、応急河川改修費8億円、応急的に安価で引堤によらないものを当面応急的にやるという意味です。要するに県が負担をしてやるということで、実現可能なものという意味で出したものでございますけれども約8億円ということになります。利水については初期投資、新設費、設備費21億円、この財源については国庫補助分と交付税措置合わせて約10億円、県の補助はなく、利水者負担分、豊丘村約11億円となります。C案については、応急河川改修費は同じで8億円。それから利水については初期投資について新

設設備費約 2.5 億円、この財源は国庫補助金と交付税措置合わせて 1.4 億円、県の補助はなく、利水者負担金 1.1 億円です。なお、100 年で換算しますと当然維持費に関わって村の負担が増えてくるということになるわけでございまして、後の方に一覧表があり、分かりやすいと思いますので後でご覧をいただきたいと思います。それから、一番下に、なお除去施設は必要に応じ設置するものとするが、上記イ及びウの試算はすべての井戸に除去施設を設置した場合の最大値であるということをつけ加えてございませけれども、これについては最終回の部会で試算については村の方の意見に基づいて全部につけると。ですから、将来は硝酸性・亜硝酸性窒素の汚染値が高まってくることもあるのではないかという前提の下に試算がされたという経過がございます。そうではなくて、ダムをないという代替案として考えるのであれば、必要に応じて、汚染値が基準を超えているとか、或いは超えそうだというようなところから設備していくということになります。そういう意見がありまして試算しているということでございまして、付け加えさせていただきます。この点につきましては、後ろの財政ワーキングの資料の 4 枚目のところの利水施設に要する費用、郷土沢川と書いてあります。その水道新規施設分設置更新 100 年分含むという一番下の除去施設というのがございませけれども、その備考欄に北部、南部簡易水道計 5 箇所と、その次のページにも、利水に要する費用として郷土沢川の案の北部、南部簡易水道計 7 箇所ということでございまして、財政ワーキングの試算は 5 箇所、7 箇所ということになってまして、これは全部という意味になるわけですが、施設の規模に応じて違うわけですが、平均すると 1 基 1 億 5,000 万円程度であろうということが確認されております。そのことだけ付け加えさせていただきたいと思います。それでは、その前提に立ちまして、最後のまとめということで述べさせていただきたいと思います。12 ページをご覧いただきたいと思います。その中の課題として整理されたことについて、ご報告させていただきます。まず治水・利水対策案について、アとしてダムによる案、A 案ですが、大変、財政が先程のように厳しい現状があるわけですが、当面 1.13 億円に及ぶ建設費を捻出することは大変困難である。工事着手については先送りが懸念される。その場合の流域住民の安全を考えるに、今までどおりの維持管理の継続や洪水ハザードマップの作成と公表などのソフト対策の充実をして欲しい。これはダムによる場合でも先送りという可能性があるという意味です。続きまして、13 ページ、ダム工事着手が先送りされた場合でも危険箇所の河川改修を優先するとともに南部簡易水道への虻川の水利権許可については速やかに実施すべきである。これは今回の計画がなくても、代替案に含まれています南部簡易水道への虻川から取るというものについては、すでに豊丘村の方が南部簡易水道のための水源として水利権の申請を県の方に出しているという経過がございまして、それはこの問題があってもなくても、それは、村の方の計画であるという意味で早くやってきて欲しいという意味のことです。それから、B 案、ダムによらない案。応急的な河川改修案は県が大変財政逼迫してるわけですが、優先的且つ早急に建設着手ができるよう県が速やかに実施すべきであると。利水対策については南部簡易水源として虻川から取水できることが大前提であると。従って、虻川の水利権の許可を得る必要があるとする。これは先程申し上げたことです。また北部簡易水道の連結というのは、南部から虻川の水を得て、先程説明していただきましたように、一定の水量を北部に連結するという案なわけですが、これには新たに虻川の既得水利権者の了解が必要である。ですから既存の中では村の方では南部簡易水道に水道水として取水することについて

ては、虻川の水利権者から了解を得ているわけですが、ただそれを北部に回すということについては、水利権者は現状では了解していないという意味のことで、それから、豊丘村にとって、ダムによらない案の場合、村の将来も含め財政負担が増えることから県の財政支援を強く望んでいるということ。それからC案の場合、ダムによらない案の場合ですけれども、井戸水を新たに水源を探して掘って新設するということが大前提になっていますので、水文調査などを実施しなければならない。また豊丘村の地下水源は豊富であろうとされているけれども、新たに求める水源の硝酸・亜硝酸性窒素の汚染や将来の水源枯渇等の課題について判断できる明確な方向を示す必要がある。それから、部会では今までの過程でいくところまでは突っ込んで調査もできなかったということですので、そういうことを明らかにする。更に除去施設についても浄化によって生成された廃棄物の処理や維持管理費など村の財政負担が伴うことから、調査費も含め県からの財政支援を村としては強く望んでいるということが課題として挙げられております。その上でまとめになります、最後、このまとめについては読ませていただきます。部会委員の積極的な姿勢の下で、8ヶ月に及ぶ部会での審議を行い、部会の目的である治水・利水対策について住民の意見を聞き、村・県ともに審議を重ねた本部会は画期的なものであった。この審議を通じ、汚染されている井戸水の原因を探り、住民参加の元に将来にわたって対策を講じること、節水意識を更に高めていくこと、新たな水源の確保について、ダムによる場合でも将来の課題であることは部会委員の共通認識として確認された。最終的に部会の中ではダムによる治水対策案を支持する委員は半数以上あり、一方、ダムによらない治水対策案として、B案及びC案が出され、BとCを組み合わせていくことが提言され、検討を行ったが対策案の一本化は図ることができなかった。従って、本部会では治水・利水対策においてはダムによる案とダムによらない案の2案を報告することになった。両論併記になった背景にはダムに変わるB案については虻川から取水し、南部簡易水道と北部簡易水道を連結する場合の水利権の問題、B案、C案ともに除去施設で対応することへの不安、C案での水源の可能性や将来水源枯渇の不安、村の財政負担への課題など部会として明確に判断できないこともある。更に、汚染されている水道水源は飲料水に適するという、すなわち、基準以内に汚染物質を除去すれば良いのではないかという考えがあるが、本部会ではダムによらないいかなる方法を駆使しても、可能性があれば、豊富な水量を維持し、且つ清流でもある郷土沢川の水を飲みたいという気持ちは共通した認識であり、村民の率直な意見でもある。しかし、これについては、農業用水など確保の問題もあり、具体的な対策を講ずるまでには至らなかった経過がある。こうした経過を踏まえ、報告書をまとめるにあたり、今後の郷土沢川の治水・利水対策の決定手法について意見が出され、部会として検討した。それは郷土沢ダム計画は生活貯水ダムであり、利水に対する想いが強いことから、特に利水対策は村民にとって将来にわたる課題であり、住民投票やアンケートなどの手法により、村民の民意で判断すべきである。この住民投票等の実施に当たっては村が行うべきであり、県としては結論を出す前にこうした手法を尊重し、協力すべきである。特にその場合、村の財政負担、新規水源となる井戸や除去施設の可能性について、県が村と協力の下、早急に明確にしたうえで行う必要がある。なお、治水・利水対策は住民にとって将来を左右する課題であり、今回15回行った部会の検討を糧として住民参加による治水・利水対策協議会（仮称）などに発展させていくことも必要である。最後に検討委員会の答申並びにそれを受けての県の結論はいかなるものになるうとも豊丘村住民及び部会特別委

員に対する説明責任を果たしていただきたいことを強く望むものである。以上、部会の最終的な報告ということにさせていただきます。両論併記ということで一生懸命やったんですけども、そういう方向になっているということをご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。15回と1回の公聴会、大変ご苦労様でございました。今、この報告をお聞きいただいてすぐに何か質問がございますでしょうか。竹内部会長、実は大熊委員がこの報告をお読みになって、ちょっとコメントを委員会宛に送ってきておられるので、ちょっとご披露致します。後でご議論なと思います。それはですね、郷土沢ダムによる人口湖は観光に役立つという表現が2箇所ほどあったと。私今見ていて1箇所は7ページのところにあるんですが、もう1箇所ちょっと見つけられないのですが、そういう認識が今まであったのか。黒部みたいに国立公園にあったのは知ってるけども、普通のところにはなかなかそういう機能はないんじゃないかっていうようなことを大熊さんはコメント寄せてくださっておるんですが。

竹内委員

これは要するに率直に議事録などを忠実に、ただ皆さんの意見として出たことをまとめさせていただいて、その利点としてそういうことがあるということが特に特別委員の方が出されたもんですから、載せさせていただいたということをごさいますして、それに基づいて最終的に審議をして、一応皆さんでこの報告書でよろしいということを出したということになります。

宮地委員長

分かりました。いかがでございましょう。何かございせんか。

高田委員

この硝酸・亜硝酸性窒素の除去装置というのは、かなり実用的になってるんですか、今。

竹内委員

いろいろ検証しまして、直接幹事さんの方からも実際施設使ってるところへお問い合わせいただいたりしまして、調べていただきました。その結果、沖縄とか九州とかでかなり実用化されてるということでございました。いろんなパターンがございまして、その金額もそれぞれまちまちだったり、或いは汚泥といいますか、そういうものの処理の関係の施設が付いてるところと付いてないところとか、そういうものもあったりしました。ただ、なぜそれがあるのに両論併記になったかというのは、要するにみんなの気持ちとして、郷土沢の水が飲みたい。あるのに何で駄目なのというところが素朴にありまして、だから沖縄とかそっちの方は水源が他にない事例が多いということも付け加えて。

宮地委員長

その他いかがでございましょう。どうぞ。



石坂委員

今日はまあご報告ということで、これからの議論の中で、いろいろと解決策を見出していく問題になると思いますので、今日のご報告への質問の範囲なんですが、今までの各部会の報告の中にはなかった、例えば最後の方で、特に利水問題で頭が痛い、解決しなくちゃいけないという課題の解決にあたって、住民投票やアンケートなどの手法を取り入れていく。住民の皆さんのご意見を直接、利水の問題で最終的には責任を負わなくちゃいけない特に市町村の側では切実な問題で、こういうご意見が出てくるのも頷けるところなんですが、このまとめの範囲で、今、拝見しますと、それは村が行うと。それから県が結論を出す前にこうした手法を尊重して県も協力するべきであると。もっともだなあと思うんですけど、現実の問題としては、10数回にわたる部会に住民代表の方、賛否両論の方が公募の委員で参加をされ、村長さんも参加をされ、公聴会も行い、議論を重ねてきて、その結果を今後、検討委員会や県当局がどう生かしていくかという、そのどの段階でこの住民投票やアンケートをどういう方法でやるのかというのは現実の問題として考えるとちょっとかなり難しい。実施の仕方とか時期とか、やる方法、それに対してどういう材料を提供するのかってことが、非常に難しいんじゃないかなというふうに拝見した範囲では思います。その辺部会の議論の中ではどういう経過の中で住民投票やアンケートを取り入れていこうということになったのかということをお伺いしたいことが1点。それに関わってくるんですけど、こちらは感想的にもなりますが、これは郷土沢に限らず午前中からいろいろ出ているお話の中で、何度も繰り返し替えている方から提起されております今後の利水問題の解決に当たっての県の財政的な支援策をどう考えていくかという問題に関わってくると思うんですけど、私やっぱりこの間、自分自身も角間川部会の議論に参加してるんですけど、例えば昨日の角間川部会の中でも、現行の多目的ダムの計画を、例えば治水目的でのダム建設はほぼ必要ないというような可能性がでてきた場合に、ここでも生活貯水池ダムということもあるんですけど、利水専用ダムって言いますか、利水目的で造っていくという可能性も一方で検討していくことがあり得ると思います。その場合、明らかに何回も議論で出ていますように、利水専用ダムの場合は、現行制度の中では事業主体が県から市町村に移るわけですが、一般論としてその場合、市町村の財政負担が増えるということに関して、やはり多目的ダムの計画で今日まで経過してきたことが、前提に当然あるんですけど、昨日も山ノ内町長さんなんかから、その場合県が差額を出していただかなければ困るというようなご発言が出るんですよ。だから、財政的にただ可能か、不可能かというだけでなく、本来水道事業は市町村が事業主体、市町村事業であると。もっと端的に言えば、市町村の責任において実施するものであるということとの関係で、この住民投票ですよ、ダムでやって欲しいというようなものが出てきた場合、当然そういう財政問題や制度の問題をクリアしてやってかなくちゃいけないこととの関係での住民投票になるんで、その住民投票をそれを結果として県にダムを造りなさいってということで、示していく結論のためにやるのか、その辺がちょっとかなり分からなく私はなってくるんですけど、部会の議論の中では、その点いかがだったでしょうか。今後の議論の中で、この報告を受けて検討委員会でいろいろ論議してかなくちゃいけない部分は、また次回以降の議論に譲るとしまして、部会の議論の経過やまとめの中にこのことが取りまとめられたということについて、その2点を、どんな経過だったかということと、部会長のお考えも含めていただいて結構なんですけど、お伺いしたいと思います。

#### 竹内委員

両論併記となったという過程の中で、非公式にはですね、特別委員の皆さん方、豊丘村の場合には同じ村内にみんなお住まいですので、それからケーブルテレビで毎回生で写していただいた経過もございまして、村民の皆さんから特別委員のところに率直に電話が賛否両論来る場合もあったようでございます。そういう中で、いずれにしても最終的なまとめをするにあたりまして、できれば一本化したいということ含めて、率直に特別委員さんだけでも、村長さん交えて話し合っていたらいいということも実は行って参りました。結果としてその話し合いの中でも住民投票という話が出たようでございまして、結局結論的に住民投票ということではないんですけども、アンケートによる手法はないかとか、そういうことも含めて出たようでして、これは論議の経過の中で、村長さんは住民投票で、もう1人の方はアンケートというような手法で提案されたという経過がございます。ですから、話し合ってもらったんですが、村の将来のことについては一本化できないということの中で、そういう選択肢として提案されたということになるわけです。いずれにしても、もうひとつはここに書いてありますように、具体的に判断できる材料として部会の限界だと思うんですけども、さっきの財政負担の問題。例えば、村が代替案を選ぶ場合財政どうなるんでしょうかということはまだ示されていないわけで、それは判断が現時点ではつかないということが当然あるでしょうし、あるいは井戸水がここで必ず出ますよというようなことが確証があるのかどうか、或いは水利権についても虻川から、南部から北部に回すことについても了解いただけるのかどうか、この辺がまず不透明であると。ですから当然、ここで賛否を求めてみても、一本でこれで良いよってということになかなかならなかったということが率直な現況だと思います。ですから当然、今後の中で住民投票やるとすれば、それまでに代替案も1本にしなければならない。1本にするには連結が可能なかどうか、あるいは財政の問題もありますし、水利権の問題もあるということは、ある程度明らかにして、ダムによる案、ダムによらない案というものを2つに絞って住民投票やらなければ、きっと選択にならないだろうと。従って、その作業については今後の中で県の方でしっかりやっていただいて、やっていただく経過で住民投票にふさなくてもいい場面も出てくるかもしれないということだろうというふうに私思います。ですから、部会の限界として両論併記の場合、そういう選択しか方向として示し得なかったというところに起因するのではないかなというふうに思います。自分の考え方はちょっと申し上げておりませんが、是非、検討委員会でそのことをご検討いただいて、今後方向を出していただきたいということになるかと思えます。

#### 宮地委員長

私も率直に言って検討委員会として住民投票とかアンケートをどう受け止めたらいいいのかちょっと迷っておるんです。初めて伺いまして。それで、やっぱりその辺は、やるのは村でしょうからね、それがオールマイティーになっちゃうんだったら、別にごたごた言うこともないですし、もう少し次回あたりからの検討委員会でこの問題、やっぱりいろいろ議論があるんじゃないかと思っておりますが、またひとつご説明をいただきたい。はい、藤原さん、どうぞ。

藤原委員

直接、質問というわけじゃないんですけども、7ページのところに長野県公共事業評価監視委員会の関係が書いてありますね。これは検討委員会が始まった時に、この評価委員会と検討委員会の関係はどうかということは議論になって、そしてこの検討委員会の答申は県知事が最終報告をする前に、評価委員会の審議は避けて通れないということになってたはずですね。浅川ダムと下諏訪ダムは評価監視委員会ですらどういう議論をして、どういう結果になったのか議事録も含めてお配りいただきたいんですが。

宮地委員長

評価監視委員会で議題になってますか。メンバーのほとんどが変わったわけですね、今年。

藤原委員

メンバーは良いんですけどね。

宮地委員長

組織としてね。

藤原委員

その評価監視委員会は避けて通れないということになってたんですよ。

宮地委員長

私もそうだと思います。最終的には。

藤原委員

ですから、検討委員会が出した浅川ダムと下諏訪ダムについてどういう審議をして、その結果どういう答申を知事にしたのか。そこを議事録を含めて明らかにして欲しいと。

宮地委員長

はい、どうぞ。

政策秘書室

政策秘書室の猿田と申します。浅川と砥川につきましては、検討委員会の方から答申をいただいて、その後県の方で枠組みという形で示して、それを今具体化の作業をしております。ですから、その具体案ができる段階、河川整備計画との関係もありますので、明確にどの段階と申し上げられませんが、いずれその案を説明資料として再評価の手続きをやりたいと考えております。それとちょっと誤解があるといけないのですが、この検討委員会で議論していただいているのは9河川の流域の治水・利水でございます。片や、再評価の手続きというのは個々の事業について行います。ですから、浅川ダム建設事業ですとか、下諏訪ダム建設事業、そういったものが直接的な案件になります。少なくとも、これまでのやり方はそうっており

ます。いずれにしましても、まだ再評価の手続きに入る段階には至っていないということでご了解いただきたいと思います。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

多分、第2回だったと思いますから、その時の議事録をきちんと見ていただきたいと思うんですけども、多分幹事長がそういう話をしたと思うんですよ。要するにこちらの検討委員会と評価監視委員会との関係はどうなのかということで、評価監視委員会はゴーサインを出していると、それに対して検討委員会はどういう答申を出すかという時にその関係はどうなのかということが議論になったわけですからね。そして、今正確に覚えていませんけども、知事が最終判断をする前に評価監視委員会で審議をして、けれどもその時には検討委員会というのは条例で作られた委員会だから、多分その答申については尊重されるでしょうというふうなことを幹事長が言ったと思うんですよ。ですから、今ここでもって評価監視委員会の関係をここで出されている。そうすると、評価監視委員会ではこれはもうゴーサイン出してますよ。これはまだ出してないんですか。

宮地委員長

どうぞ。

竹内委員

この検討委員会に出されました検証案というか、各流域の検証の課題、論点まとめた中に入ってるんですね。それも含めて検討してくださいということです。それは過去に出たものをみんなで確認していくという意味なんです。こういうことが指摘されているとか、それを経過としてやりましたということ。

藤原委員

これの方は分かりました。

宮地委員長

平成10年7月というのは、田中知事以前なんですね。

藤原委員

分かりました。

宮地委員長

ただ浅川、砥川のことについては、まだ知事は評価監視委員会に案は見せていない、相談はしていないということです。

藤原委員

第2回の検討委員会で、幹事長が言った手続きは取られてない。これからなんですか。

宮地委員長

代替案の具体策がまだ出来上がっていないから、それをまだ諮るには至っていないというご返事だったと思います。だからそれは、やっぱりおかけになるんじゃないでしょうか。そうですね。よろしゅうございますか。藤原先生。

藤原委員

はい。

宮地委員長

それではいろいろ問題もあるでしょう。このご報告、先程の上川と同じでよく読んでいただいて、次回の委員会からの審議の対象にするということによろしゅうございますか。はい、どうもありがとうございました。それでは、用意致しました議題が終わりましたので、その他のところに入りたいと思います。今日、黒沢川部会長お出でになりませんが、角間川、駒沢川は次回は、1月7日と10日だとおっしゃいましたですね。それで、大体いつごろ部会報告をお考えになっておられますでしょうか。确实じゃなくて結構です。目処でおっしゃっていただいて。

風間委員

角間川の方でございますが、1月7日から第7回を開催致したいと思っております。できますれば、1月中にその7回を含めて3回ほど部会を開催させていただき、主に利水の代替案の検討を重ねることになるかと思えます。その後本来でしたら1月下旬までに、なんとかこの検討委員会の方に報告を上げたいというふうに考えておりましたが、やはり利水の面ですっきりと論議をしなければいけないだろう部分もございますので、若干、期日を守らなくていけないんですが、2月まで延びるかと思えます。2月に入りまして公聴会を開き、その後部会としての報告をまとめ、結論を見たいと、こんなふうに考えておまして、何とか2月県議会になる前には終了させたいという方向でいきたいと思っております。

宮地委員長

別に急かしておるわけではありませんので。藤原先生。

藤原委員

駒沢川も最初の予定では1月一杯にはなんとか目処を付けたいというふうに思ってたんですけども、やはりいろいろ問題が起こって参りましたので、1月というのはちょっと難しくなってきたなと思えます。ですから、できれば2月のはじめくらいまでには、公聴会ができるようにと思っております。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、大体そんな様子で黒沢川の方はまだどうなるか分かりませんが、それでは次回の日程について、前にご相談致しました時に1月15日と1月23日、これは予定に入れておいてくださいとお願いがしてございます。ですから、是非今のような部会の報告がたくさん上がって参りましたんで、小グループも議題はたくさんありますので、15日と23日は是非お願いを致したい。それから2月4日も予定の中に是非入れておいていただきたいと。1月23日の後は2月4日もやった方がいいだろうと。それからもうひとつは先程からちょっとお話が出てます県議会が20日頃から大体予定されているようで、大体1ヶ月はあると伺っております。そうするとその間は何もできないことになりますので、できれば2月4日の後に、県議会が始まる隙を狙って設定をしておきたいと。それで実は大分前に予定表を出していただいた段階では、欠席が2人というのが2月14日と2月21日になっております。ちょうどこれが20日に県会が始まったと致しましても、すぐ翌日は案外空いておるんじゃないかというわけで、誠に忙しい時ですが2月14日と2月21日も検討委員会の予定を是非入れておいていただきたい。他のものに優先をして考えていただきたい。それが私どもの考えた案でございますが、ご多忙中と思いますがひとつよろしくお願ひ、これはもうそうしてくださいというお願ひになっておりますけれどもよろしゅうございますでしょうか。お考えをいただけますか。そうすると大体決めるべきことは全部決めたくてでございますが、委員の皆さんから何か他に特にございますか。どうぞ。

高田委員

最初から基本高水というのが常に問題になってまして、これは大熊さんもよく言われてるんですが、さっきの薄川の場合は犀川合流点のところで、一応辻褄をあわすということになってるわけですが、例えば女鳥羽川もダム前提で下流の方の改修が終わってるんです。それでダムの計画は出てきません。そしたら女鳥羽川の基本高水はどうなったんだという話になってしまう。それと同じように、全部の河川で基本高水というのがなんらの形で引っかかってくる。この件で一度国土交通省にこういう問題どう扱ったらいいかというのを、聞きに行ってもいいんじゃないかと私思ってるんです。というのは国土交通省自体がもう90いくつかのダムを中止してる。基本高水は、そのままおいてるわけですね。そしたら、彼らの方も基本高水の変更いうのをやらざるを得んはずなんですが、それが全部先送りになってるわけです。この検討委員会で話題になってるいくつかのダムの具体的な基本高水を変更したいという話じゃなく、そこまで至らないと思うんですが、国土交通省の方も一体そういう問題どう考えてますか、我々も困ってるんですよ、一緒に考えませんかというところまでいけたらいいんですが、一度検討委員会として向こうにそういう見解を聞きに行くという必要ができたんじゃないかと思ってるんですけど。

宮地委員長

前回の委員会でもそうございましたね、はい。

高田委員

この辺、例えば基本高水ワーキングと検討委員会の委員長で向こうに雑談をしにいくくらいの覚悟で行くのも悪くはないと思うんですが、いかがでしょう。

風間委員

関連して。

宮地委員長

どうぞ。

風間委員

あの、私も今高田委員と基本高水の話ではありませんけれども、同じような線で考えていたんですが、この検討委員会も6月で役割が終わろうとしているわけです。それまでの間、浅川、砥川含めていろんな部会での議論もあって、そして今また違う議論、部会も立ち上がり、これからその終結に向かって努力をしているところですけど、結局国の制度とか、或いは地方財政制度のあり方というところで、先程の財政改革課のお話もありますけれども、財源問題にぶち当たってしまうという問題があるかと思います。これは別に長野県だけの話ではなくて、広く日本全体の国政と地方とのかかわり方のあり方を問うような重要な問題であろうというふうに思っております。これが部会を通じて住民、そしてこの検討委員会で様々な専門家の先生方や議会の皆さん方が寄っている話をしたという流れの中で、そういう問題がひとつ凝固して出てきたと、露見したという訴えは国に対して言っていくべきではないかなというふうに思うわけです。これはいつ行動を取ったらいいのかなあと思うんですが、やはり、検討委員会としてのある程度の仕事がすべて完了した時点でも私は良いと思うんですよね。6月過ぎてもいいし、6月前が良いのかその辺は分かりませんが、いずれにしても我々長野県としてこういう検討委員会があり、また部会もあって議論してきたけども、こういう国の今の制度や方針という問題にぶち当たりましたよと。これは長野県だけの問題ではなくて広く日本の47都道府県に関わるような大きな根幹を揺るがす問題であるから、補助金制度の見直し、地方交付税制度の拡充、そういったものを言っていく。そのためのひとつの大きな機関になり得たんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺また委員長にお考えいただいて、方針を決定いただければありがたいなあと、そういった意味で高田委員とちょっと似てるかなと思っております。

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

基本高水問題ですが、物理的に可能であれば現段階での国土交通省のお考え、そのお考え自身が通用するのかどうかということも含めて、雑談にワーキンググループと委員長で行っていただければ、それは私も興味のあるところですので、是非具体的に可能であれば行っていただ

いて、お聞かせいただければと思います。ただ、70くらいのダム中止の段階で、砥川部会にお出でいただいた田村専門官に直接お会いして、そのことでやり取りしました時に、さっきも高田委員ご指摘の通りですけれども、合理的な理由なしには基本高水の引き下げは認めないとおっしゃってるその国土交通省自身が、自ら中止されたダムも含めて暫定的な計画高水で実際にはよしとしていて、その時の田村専門官のお話では、これは30年くらいのスタンスで、30年後にまた見直し、考え方の見直しをしていけばよいというような結構無責任なことおっしゃったんですけど、それ以後、また20以上中止になってますので、新しい段階でどうお考えになっているかということについて意見交換していただいてご報告をいただければ、私も大変興味のあるところです。

#### 宮地委員長

いつこれができるか、ちょっとまだ良く分かりませんが、私も6月で一応形の上で検討委員会終わったとして、それで議論したことはどうつながっていくか後のフォローの体制ということも前回出ましたけれども、そういう意味でも今おっしゃられたことを、ある段階では問題を持っていく必要あるだろうと思います。それは、おそらく浅川、砥川の時、あれだけ激しい議論をしていたのに木で鼻をくくった返事が来た。そういうことがありますので、いろいろ論法を変えて問題を基本高水ばかりでなしに利水の費用の話もあるし、例えば先程の黒沢の水利権の問題なんかもそうじゃないかと私は思うんですけども、いろいろ問題並べ立てていっていきることが必要じゃないかと思っております。今のようなこと、もう少しこれからの委員会の中でご議論いただいて、当然出てきて良い話だと思っております。

#### 高田委員

ついでに、上川の場合の改修費136億円でしたか、それは50年確率に暫定として下げて、1,130 $m^3/s$ 。それが例えば100 $m^3/s$ 下がる、200 $m^3/s$ 下がる、300 $m^3/s$ 下がるというふうな場合を考えたい。130何億という数字だけを見たら、一つの川でそれだけ出てくるわけですから、他の川全部出てきたら、これはすぐ1,000億くらいになって、手が付けられない話になってしまうんです。遠い世界の話になってしまいますんで、それで今言いましたように、基本高水、或いは計画高水を具体的にこら辺まで下げれるということになりますと、おそらく何十億か引き下げられる。上川の件で言いますと、渓流区間、堤防区間以外のところの改修工事費というのはほとんどいらなくなってしまう。先程出てきました薄川の場合でも上流区間というのは引堤まで現計画では必要なわけです。それが例えば350 $m^3/s$ 、400 $m^3/s$ 以下になりますと多分いらぬ。そうしますと、今出てる天文学的な数字が手の届く数字になってくるんですね。そうすると非常に計画が立てやすい。現状では計画すら立てられない。数字の遊び、金額の遊びになってしまっ、それでは具体的に進む気も起こらなくなってしまう。地元だって期待してたのに、こんなのいつなるのか分からへんという話になって、地元の協力というのはどこでも非常に重視してるわけですが、それすら飛んでしまう。ですから、今言いましたように基本高水というのは、将来の行動を規制するような性格をもってますんで、是非、私は今のようなことを国土交通省にぶつけてみたい、或いは向こうの現在の考え方を聞いてみる必要は絶対あると思っております。



宮地委員長

はい、分かりました。いかがでしょう。他に何かございますか。それでは、いろいろご意見出ました。この次からの委員会でも、そういう話はまた出てくると思いますが、そういうことを含めて部会と小グループの議論を次回からも続けて参りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

田中治水・利水検討室長

長時間ご苦労様です。次回ですが、来月1月15日水曜日になります。場所は百景苑でございます。時間は午前10時から午後4時までということで、開催致しますので出席の方、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

宮地委員長

それでは、長時間ありがとうございました。もう今年はこれでございます。良いお年をお迎えいただきますように、お祈りをしております。どうもありがとうございました。